

第2期

明日香村子ども・子育て支援事業計画

明日香村

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	P 1
2 計画の位置づけ	P 2
3 計画策定の経過	P 3
4 計画の期間	P 4
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	
1 明日香村の人口動態等の現状	P 5
2 アンケートから見られる現状	P21
3 明日香村の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	P30
第 3 章 計画の基本理念、基本目標	
1 基本理念	P32
2 基本目標	P32
3 施策の体系	P34
第 4 章 施策の展開	
1 子育て家庭への子育て支援の充実	P35
2 仕事も子育ても両方楽しめる環境づくり	P39
3 親子のいのち・こころ・健康を育む	P40
4 支援が必要な家庭・子どもを守る取り組み	P43
5 子どもの成長を見守る仕組みづくり	P45
6 安心・安全なむらづくり	P47

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

- 1 母子保健に関する施策・事業評価指標と目標 P49
- 2 教育・保育提供区域の設定 P52
- 3 人口の見込み P52
- 4 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育 P53
- 5 地域子ども・子育て支援事業 P55
- 6 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保 P66
- 7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 P67

第6章 計画の推進に向けて

- 1 村民及び関係団体等との連携 P68
- 2 計画の進捗状況の管理・評価 P69

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨



我が国の子どもと家庭を取り巻く環境は時代とともに大きく変化しており、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の増加および顕在化、子どもの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、様々な問題を抱えています。そのため、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが重要となっています。

こうした状況の中、国では、平成27年の「子ども・子育て関連3法」の施行以降、「保育士確保プラン」や「日本一億総活躍プラン」による保育士の確保と処遇改善を目指しており、また、「子育て安心プラン」施策による待機児童を解消と女性の就業率 80%に対応できる受け皿の整備や、子ども・子育て支援法一部改正に伴う令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化等、子育て家庭を支援する新しい制度の構築が進んでいます。こうした制度を推進する上では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本となっています。

本村では、平成27年3月に「明日香村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これに基づき、出産祝い金や入学祝い金等、経済的支援を充実させることで、子育てにおける保護者の負担の軽減を進めてきました。また、子育て世代包括支援センターを設置することにより、母子保健事業による各種保健事業や、ファミリー・サポート・センター事業による預かり支援など、経済的支援の他、様々な子育て支援事業に関する情報提供・相談体制の統一化を進めることで、各種事業を有効的に利用できる体制を整え、切れ目のない支援を行う体制づくりをすすめてきました。

この度、国の動きや社会の動向を踏まえ、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「明日香村行動計画」および子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「明日香村子ども・子育て支援事業計画」、母子保健計画を一体的に策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間の第2期計画期間として、第1期計画の基本理念を継承しつつ、教育・保育および地域子育て支援事業を提供する体制の整備と子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組みます。

2 計画の位置づけ

この計画は、明日香村総合計画を上位計画とし、本村の関連計画との整合を図り、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画を策定します。

この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。



3 計画策定の経過

(1) 村民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。調査対象は、明日香村在住の就学前児（0歳～5歳）の保護者、小学生（6歳～11歳）の保護者を住民基本台帳から抽出し実施しました。

特に、就学前児の保護者、小学生の保護者調査においては、国から示された調査項目および集計方法に基づき、潜在需要も含めてニーズ調査の結果の分析を行いました。

(2) 「明日香村子ども・子育て会議」の開催

本村における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て中の保護者、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「明日香村子ども・子育て会議」を開催し、子ども・子育て支援事業計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を村役場などの窓口等で公開し、広く村民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

4

計画の期間

第2期計画は、第1期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間とします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総合計画	第4次総合計画					第5次総合計画				
地域福祉計画	第1期地域福祉計画									
子ども・子育て 支援事業計画	第1期計画					第2期計画				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画			第9期 計画	
障害者計画	第2期障害者計画		第3期障害者計画						第4期 障害者 計画	
障害福祉計画	第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期 障害福 祉計画	
障害児福祉計画			第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障 害児福 祉計 画	
健康あすか21 計画			第2期健康あすか21計画					第3期健康あすか2 1計画		

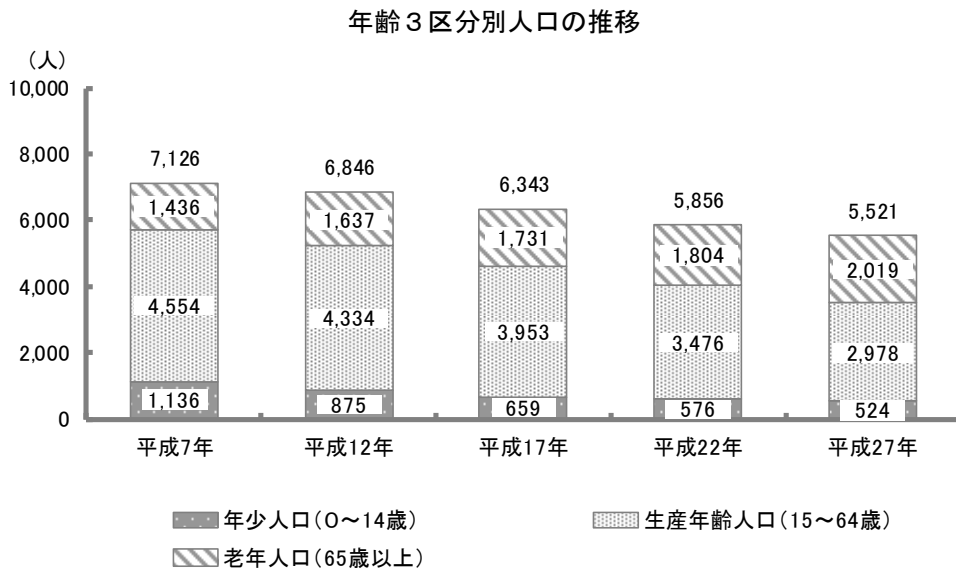
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 明日香村の人口動態等の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

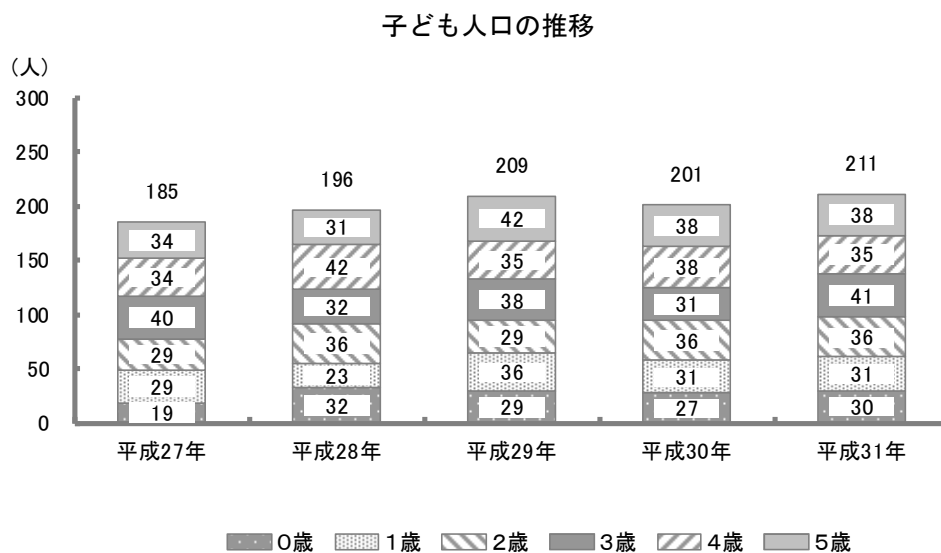
本村の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成27年現在で5,521人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査

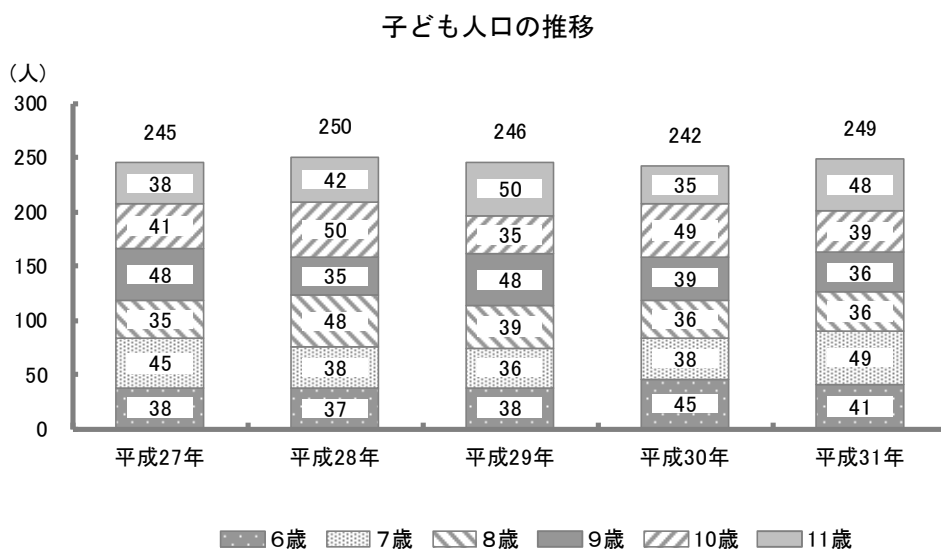
② 年齢別就学前児童数の推移

本村の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降だらかに増加しており、平成31年3月末現在で211人となっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

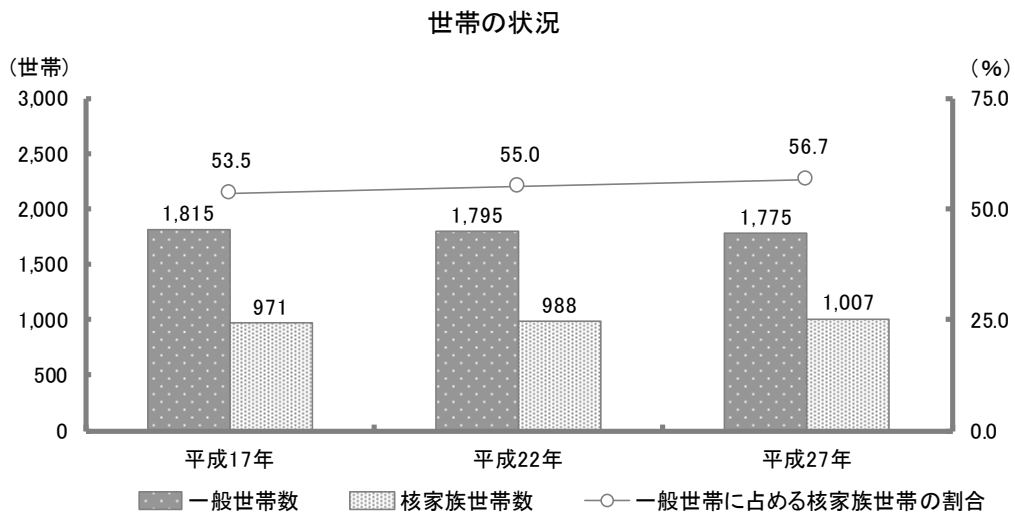
本村の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降大きな増減はなく、平成31年3月末現在で249人となっています。



(2) 世帯の状況

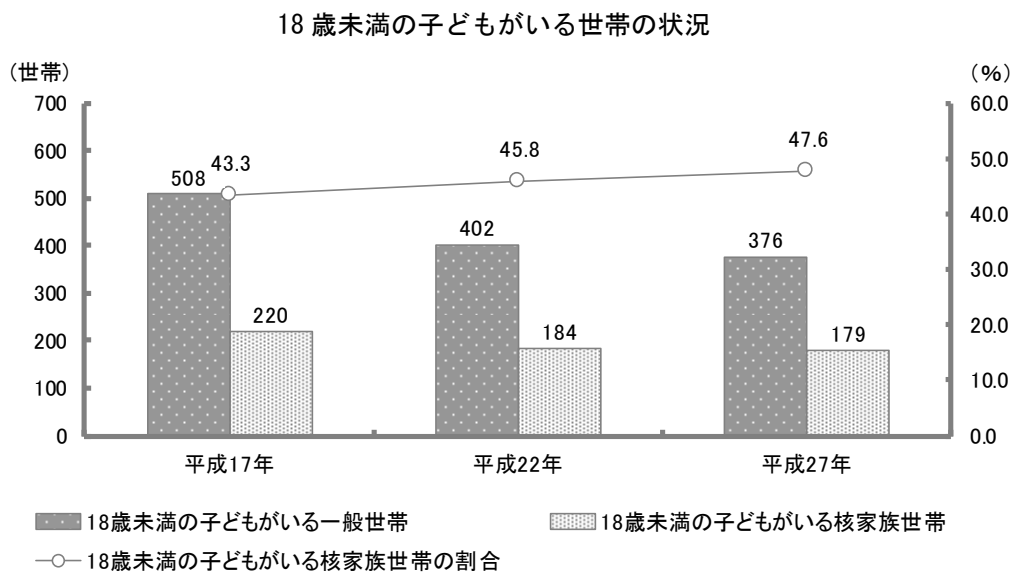
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本村の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で1,007世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の減少に伴い増加傾向にあります。



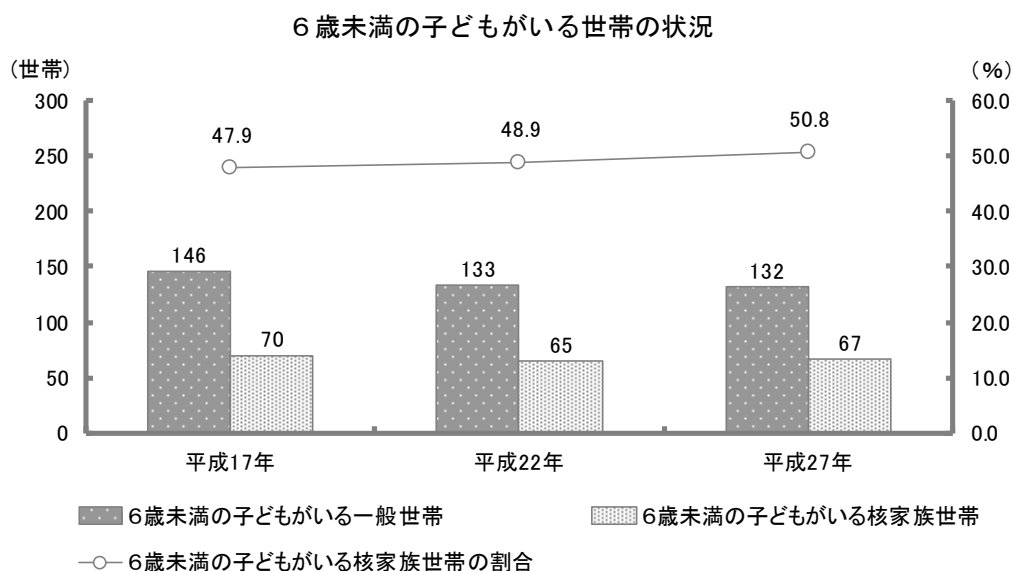
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本村の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で376世帯となっています。18歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少しています。一方、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



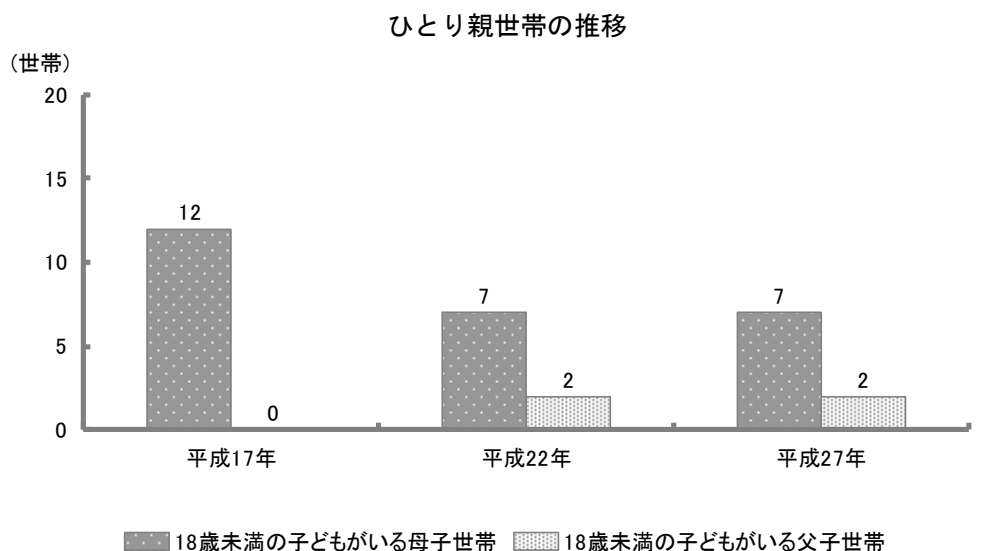
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本村の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で132世帯となっています。6歳未満の子どもがいる核家族世帯は増減を繰り返しています。一方、核家族世帯の割合は増加の傾向にあります。



④ ひとり親世帯の推移

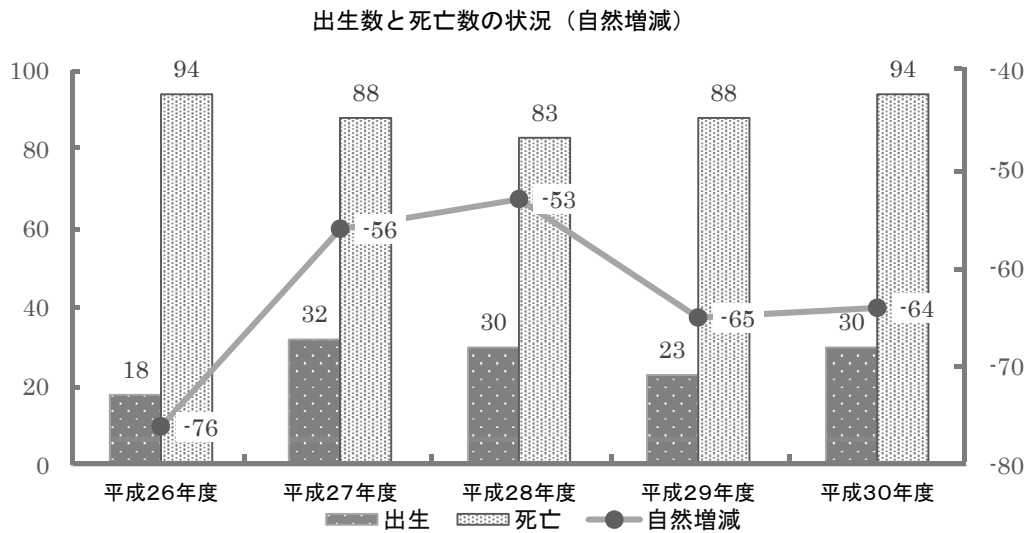
本村の18歳未満の子どもがいる母子世帯は減少傾向にあり、平成27年で7世帯となっています。また18歳未満の子どもがいる父子世帯は若干数ある状態にあります。



(3) 自然動態と社会動態

① 出生数と死亡数の状況（自然増減）

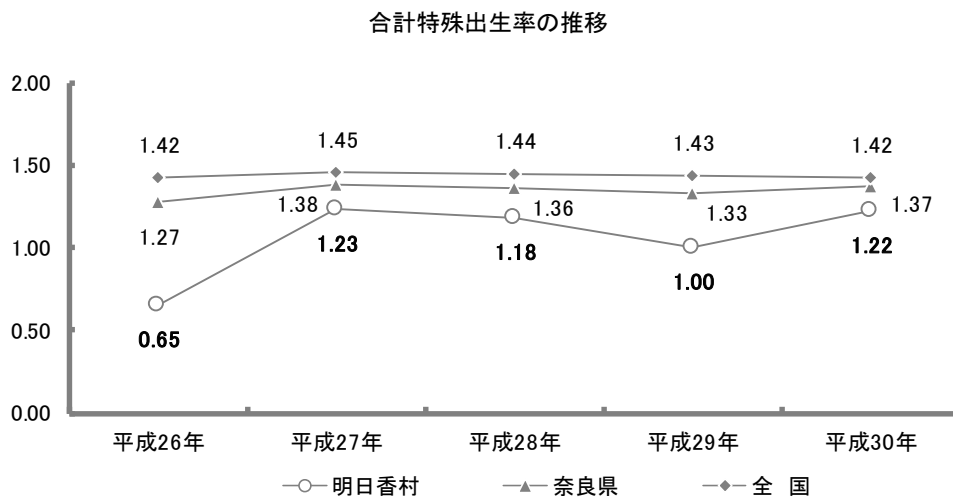
出生数は平成27年以降30人前後で推移しており、平成30年では30人となっています。一方、死亡数は過去5年間90人前後で推移しており、平成30年では94人となり、自然動態は自然減の状況が続いています。



資料：住民基本台帳人口（各年度末(3月31日)現在）

② 合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率は、奈良県・国よりも低い水準で推移しています。平成30年の合計特殊出生率は、平成29年よりも上昇しています。



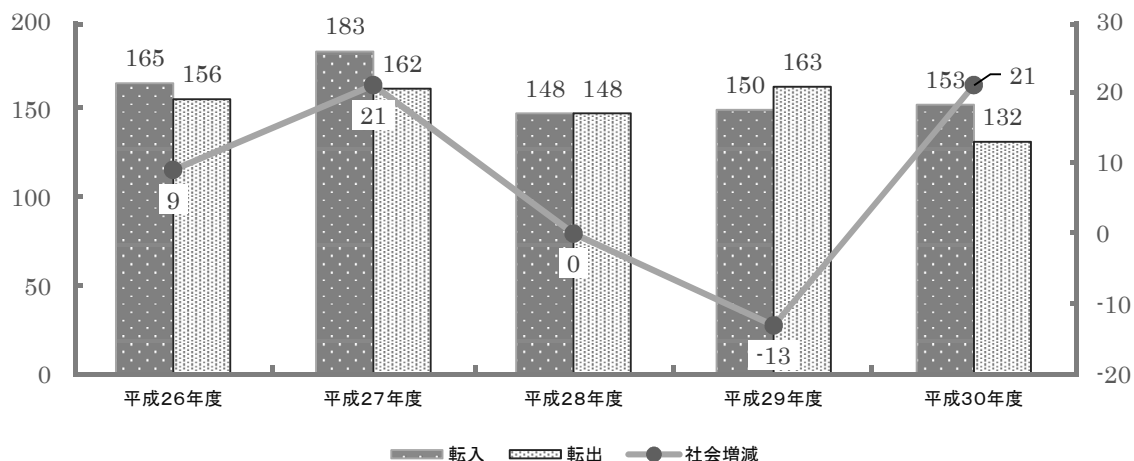
資料：人口動態統計（厚生労働省）

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数を推計したもの

③ 転出数と転入数の状況（社会増減）

本村の人口全体における転入数、転出数はともに増減傾向がみられます。また、転入数と転出数に大きな差はなく、過去5年間においては社会増となっています。

転出数と転入数の状況（社会増減）

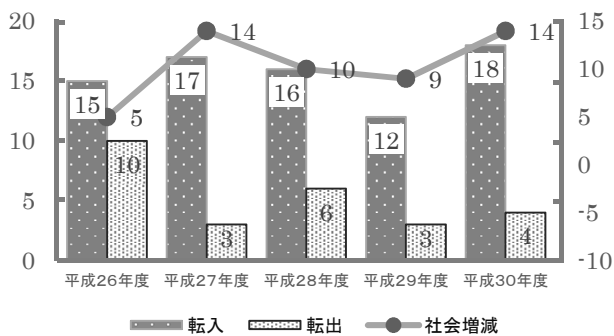


資料：住民基本台帳人口（各年度末(3月31日)現在）

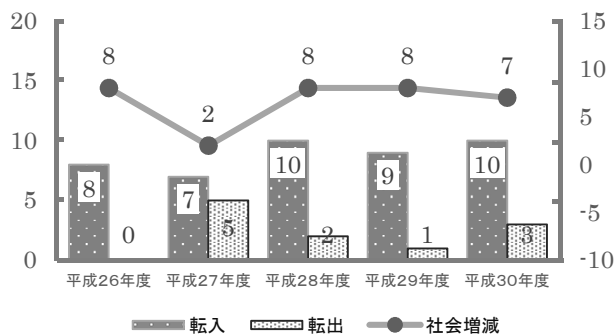
一方、児童の転入転出においては、特に未就学児童において社会増の傾向となっています。

転出数と転入数の状況（社会増減）

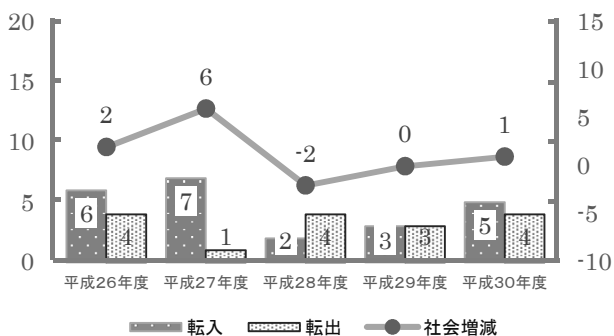
【3歳未満】



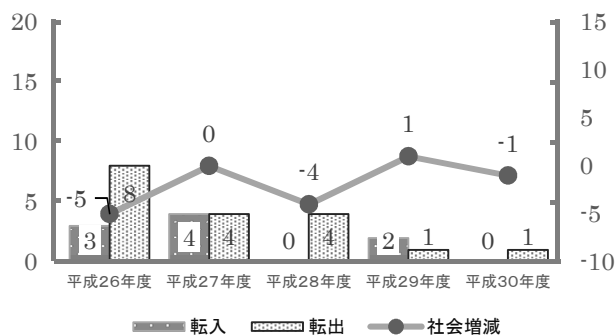
【3歳～5歳】



【6歳～11歳】



【12歳～14歳】

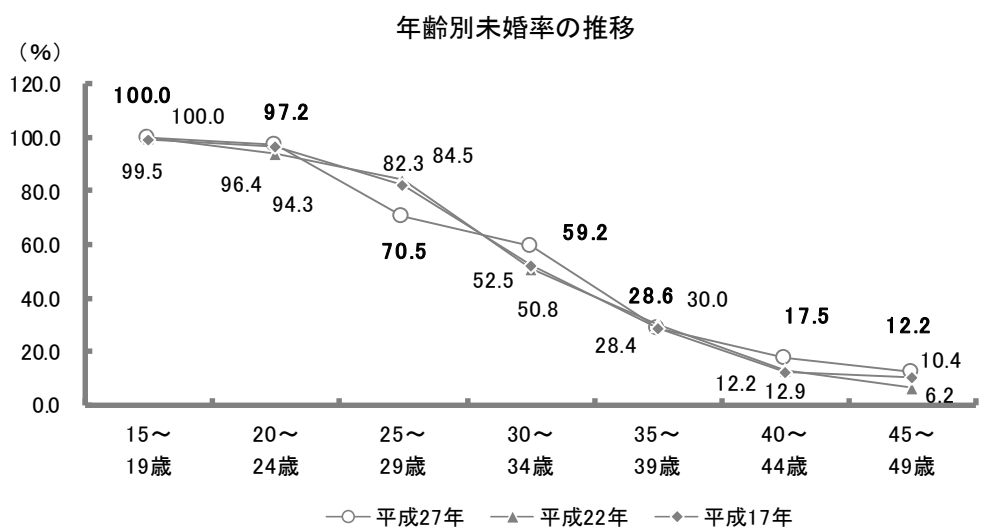


資料：庁内資料（各年度3月31日現在） 措置年齢基準（各年度4月1日現在の年齢）

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本村の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で30歳以上の未婚率が上昇していることから、一般の平均初婚年齢が高くなる傾向があることがうかがえます。

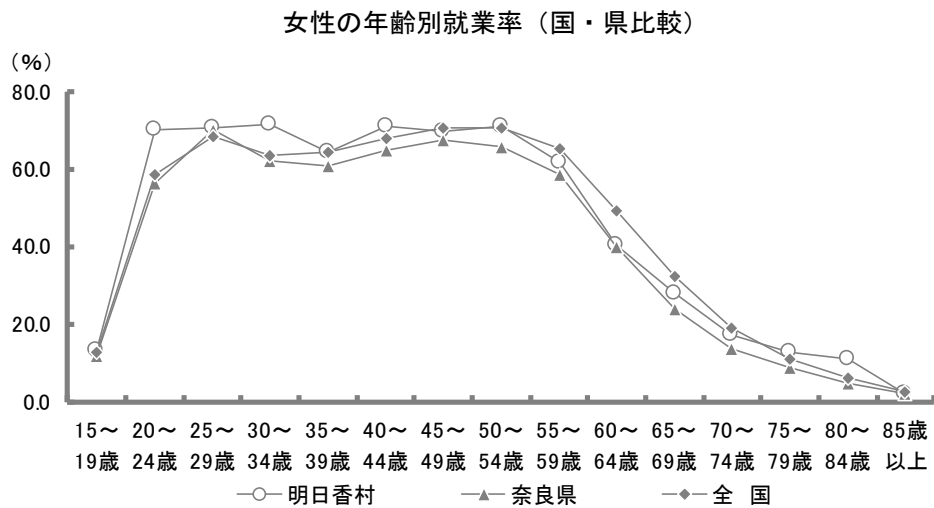


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

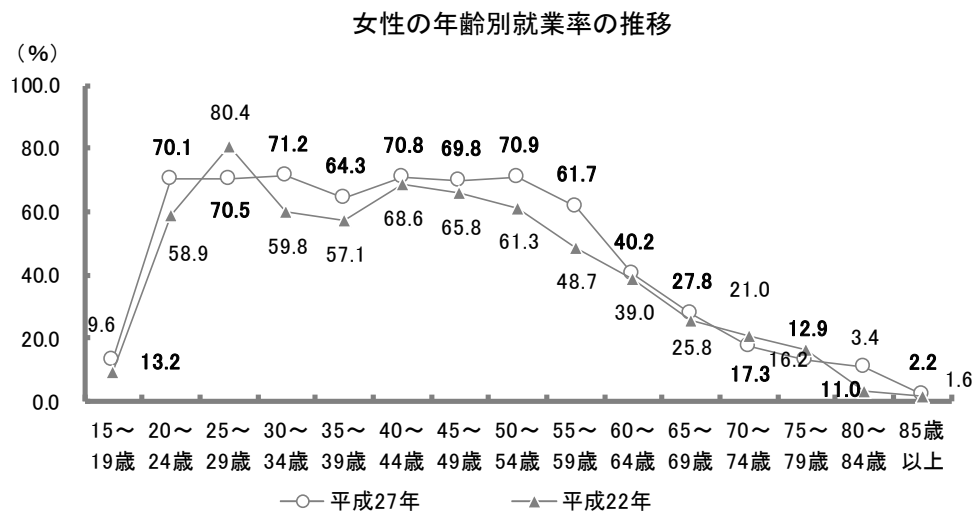
① 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本村の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、20歳～54歳での明日香村の就業率は国・奈良県よりも高くなっています。また、75歳以上の高齢者でも、就業率が高くなっています。



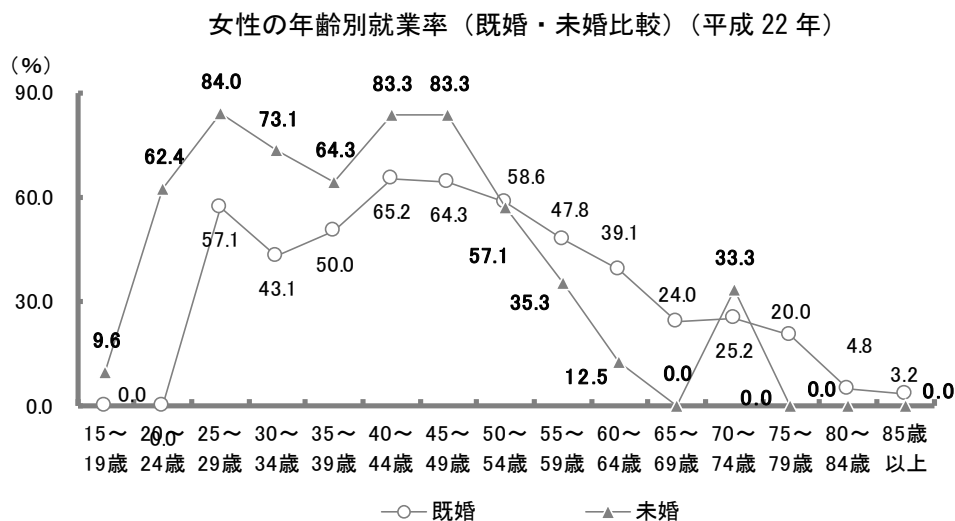
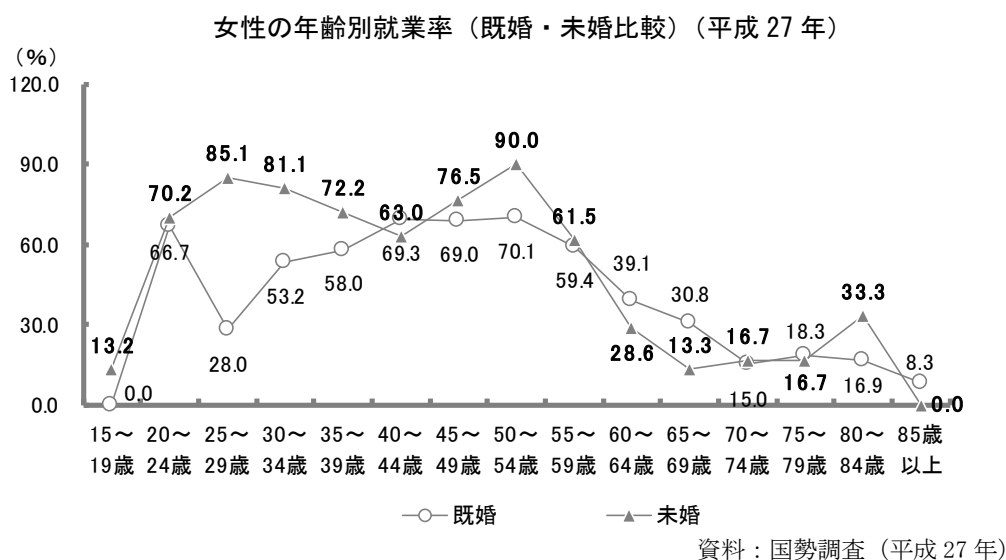
② 女性の年齢別就業率の推移

本村の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本村の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。また、平成22年から既婚・未婚の就業率の高さが逆転する現象が続いています。



(6) 教育・保育の状況

① 保育の利用状況

入所児童数をみると、平成29年度まで増加傾向にあり、平成30年度から少し減少傾向にありますが、平成26年度に比べると多い数を保っています。

村所属未就学児の保育園入所状況推移

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
村内 保育園	総数	31人	34人	48人	57人	56人	62人
	3歳未満	16人	14人	22人	26人	27人	26人
	3歳以上	15人	20人	26人	31人	29人	36人
広域 委託	総数	25人	23人	23人	26人	21人	11人
	3歳未満	13人	9人	10人	11人	5人	5人
	3歳以上	12人	14人	13人	15人	16人	6人
合計		56人	57人	71人	83人	77人	73人

資料：庁内資料（各年度3月末現在 令和元年度は12月末時点）

② 明日香保育園の状況

明日香保育園の在園児童数をみると、村内入所児童が増加し、村外受託児童が減少する傾向が令和元年度まで続いています。

明日香保育園在園児数の推移

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所 村内 児童数	総数	31人	34人	48人	57人	56人	62人
	3歳未満	16人	14人	22人	26人	27人	26人
	3歳以上	15人	20人	26人	31人	29人	36人
受託 村外 児童数	総数	79人	69人	66人	50人	44人	44人
	3歳未満	33人	24人	25人	19人	13人	14人
	3歳以上	46人	45人	41人	31人	31人	30人
合計		110人	103人	114人	107人	100人	106人

資料：庁内資料（各年度3月末現在 令和元年度は12月末時点）

③ 幼稚園の状況

幼稚園の在園児数をみると、平成26年以降減少傾向にあり、平成31年度には64人となっています。

幼稚園在園児数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3歳児	21人	22人	19人	21人	16人	28人
4歳児	23人	23人	26人	21人	21人	16人
5歳児	29人	24人	23人	26人	23人	20人
合計	73人	69人	68人	68人	60人	64人

資料：庁内資料（各年度5月現在）

④ 児童・生徒数の状況

小学校児童数の推移をみると、平成26年以降、240人から250人程度で推移しています。一方、中学校生徒数の推移では減少傾向がみられ、平成26年から平成31年で26人減少しています。

小学校児童数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年度
1年生	46人	38人	37人	37人	46人	40人
2年生	34人	45人	39人	37人	37人	47人
3年生	47人	35人	48人	39人	36人	38人
4年生	39人	47人	35人	49人	39人	36人
5年生	36人	41人	49人	35人	49人	39人
6年生	41人	36人	42人	49人	35人	48人
合計	243人	242人	250人	246人	242人	248人

資料：庁内資料（各年度5月現在）

中学校生徒数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年度
1年生	37人	41人	36人	38人	37人	32人
2年生	43人	37人	41人	36人	38人	38人
3年生	54人	42人	39人	41人	36人	38人
合計	134人	120人	116人	115人	111人	108人

資料：庁内資料（各年度5月現在）

(7) 母子保健・医療に関連する事業・・・・・・・・

① 妊産婦訪問事業

母子健康手帳の交付時には保健師が面接を実施し、また保健師及びこんにちは赤ちゃん訪問員による全戸訪問等、各種訪問事業を通して、妊婦の健康管理並びに育児不安の解消や早期発見に繋げ、母体の健康管理の向上を図るとともに、虐待の予防と早期発見に努めています。

妊産婦訪問事業

		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
母子健康手帳交付	交付件数(件)	25	34	27	26	29
妊婦一般健康診査	受診件数(件)	34	51	43	35	30
妊婦歯科検診	受診件数(件)	12	5	9	6	10
妊婦訪問	訪問件数(件)	14	33	24	26	28
産婦・新生児訪問	訪問件数(件)	13	33	24	26	28
こんにちは赤ちゃん訪問	訪問件数(件)	8	29	22	25	13

資料：庁内資料

② 乳幼児保健指導事業

子どもの健康の保持増進、子育ての未経験等からくる子育ての不安や悩みの解消を目的に各種健診・相談や健康教室を通して母子の健康管理の向上を図っています。健診では医師や保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職種と連携し集団教育および個別相談を実施することで子どもの発育発達の支援の強化を図るほか、すすすく子育て相談による個別対応など、各種健診等からの継続的な繋がりときめ細やかな支援を実施しています。

乳幼児保健指導事業

		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
乳児健診	受診者数(人)	31	20	55	57	50
	受診率(%)	94.4	87	83	100	100
1歳6ヶ月児健診	受診者数(人)	29	9	27	35	30
	受診率(%)	85.2	95.2	72	94	81.7
2歳6ヶ月児歯科健診	受診者数(人)	34	15	34	26	37
	受診率(%)	85	79.3	74.3	90	94.9
3歳6ヶ月児健診	受診者数(人)	35	11	32	33	26
	受診率(%)	94.5	97.1	96	97	89.7
すすすく子育て相談	延べ人数(人)	13	12	29	17	20

資料：庁内資料

③ 子育て援助活動事業

子育てをしている者同士の相談や情報共有、仲間作りを支援するためにママ会を開催しています。また、子育てに必要な知識の向上を図るためにらっこ教室で離乳食作り教室を行うなど、様々な教室を開催しています。

子育て援助活動事業

		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
らっこ教室	参加者数(組)	27	18	32	24	26
くまさんといっしょくらぶ	参加者数(組)	16	22	27	30	45
ママ会	開催回数(回)	45	45	45	45	45
	延べ人数(人)	94	129	155	307	254
子育てボランティア	登録人数(人)	12	13	13	13	13

資料：庁内資料

④ 食育事業

子どもの基本的な生活習慣の確立や規則正しい生活の確保に向けて各関係機関と食育推進検討会を開催し、各種教室を通して子ども達が将来、健康な食生活を自ら実践できる力をつける総合的な支援を実施しています。また、保護者の健康的な食習慣についても支援を検討し、自主活動であるマザーズキッチン等、家庭でできる食生活の実践をしています。

食育事業

		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
ぱくぱくげんきっこ教室	参加者数(人)	136	136	136	131	119
マザーズキッチン	参加者数(人)	16	13	11	9	12
食育推進検討会	開催回数(回)	4	4	4	4	4

資料：庁内資料

⑤ 歯科口腔推進事業

子どものむし歯や歯肉炎等の歯周疾患の予防に向けて各種教室等を実施し、歯科口腔衛生の向上を図っています。また、各関係機関と歯科口腔推進検討会を開催し、子ども達が生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食事をするための総合的な支援を実施しています。また、フッ素洗口事業については村内の保・幼・小学校園で実施しています。

歯科口腔推進事業

		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
むし歯予防教室	参加者数(人)	254	262	207	255	242
フッ素洗口事業 ※	参加者数(人)	91	103	84	82	128
歯科口腔推進検討会	開催回数(回)	4	4	4	4	4

資料：庁内資料

※平成30年より保・幼に加え小も参加

⑥ 予防接種事業

感染症の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、個人の体質等を理解している、かかりつけ医による個別接種を実施しています。また、かかりつけ医が契約外の場合においても公費で受けられる制度を導入し、予防接種が受けられるように努めています。

予防接種事業

		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
BCG	接種者数 (人)	14	28	32	28	23
MR	接種者数 (人)	61	102	88	115	106
	I期	30	40	28	35	34
	II期	31	62	60	80	72
四種混合	合計	65	106	119	120	118
	1期初回1回目	15	28	32	28	28
	1期初回2回目	14	29	30	26	30
	1期初回3回目	14	26	31	29	27
	1期初回追加	22	23	26	37	33
二種混合	2期	28	22	32	41	20
ヒブ	合計	70	105	120	116	114
	1期初回1回目	15	31	31	29	26
	1期初回2回目	14	29	31	27	28
	1期初回3回目	16	26	29	27	26
	1期初回追加	25	19	29	33	34
小児肺炎 球菌	合計	77	106	121	113	115
	1期初回1回目	16	32	31	28	26
	1期初回2回目	15	28	31	26	29
	1期初回3回目	15	26	30	26	27
	1期初回追加	31	20	29	33	33
日本脳炎	合計	147	155	133	157	167
	1期初回1回目	39	34	34	34	45
	1期初回2回目	38	33	34	32	42
	1期初回追加	48	36	29	46	33
	2期	22	52	36	45	47
水痘	1回目	65	24	24	28	31
	2回目	4	37	37	33	34

資料：庁内資料

⑦ 思春期保健推進事業

喫煙や薬物乱用がおよぼす心身の健康を害することについて知識を深め、自分の身体を大切に、思いやりのある気持ちについて考えることができるよう医療・保健・教育の連携を行い総合的な支援をしています。

思春期保健推進事業

		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
喫煙防止教室	開催箇所(所)	4	4	4	4	4
公共施設の敷地内禁煙	実施箇所(所)	1	7	7	調査なし	11
公共施設の施設内禁煙(集会所)	実施箇所(所)	17	23	25	調査なし	24

資料：庁内資料

⑧ 医療に関連する事業

子どもの健康管理について、近隣のかかりつけ医の情報提供や病気やけがの緊急時の救急医療体制の整備に努めています。また、先天性疾患等で未熟性のある子どもの子育てや医療を必要とする子どもに対しての公費で受けられる制度の導入や未熟児訪問の体制の整備に努めています。

医療に関連する事業

		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
小児の救急電話相談の周知	実施回数(回)	5	5	5	5	5
乳幼児事故防止の周知	実施回数(回)	5	5	5	5	5
村内小児医療の整備	実施箇所(所)	2	2	2	2	2
かかりつけ医づくりの周知	実施箇所(所)	4	4	4	4	4
休日夜間応急診療所の整備	実施箇所(所)	1	1	1	1	1
養育医療	実施件数(件)	1	1	2	1	0
未熟児訪問事業	実施件数(件)	5	2	2	1	0

資料：庁内資料

2 アンケートから見られる現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

「第2期明日香村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、必要な教育・保育および子育て支援の量の見込みの算出や質の状況を把握するため、市民の教育・保育および子育て支援に関する生活実態や要望・意見などに関する調査を実施しました。

② 調査対象

- ・明日香村在住の就学前児童のいる保護者
- ・明日香村在住の小学生児童のいる保護者

③ 調査期間

令和元年7月10日から令和元年7月19日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

村内保・幼・小・中を通しての直接配布・回収

⑤ 回収状況

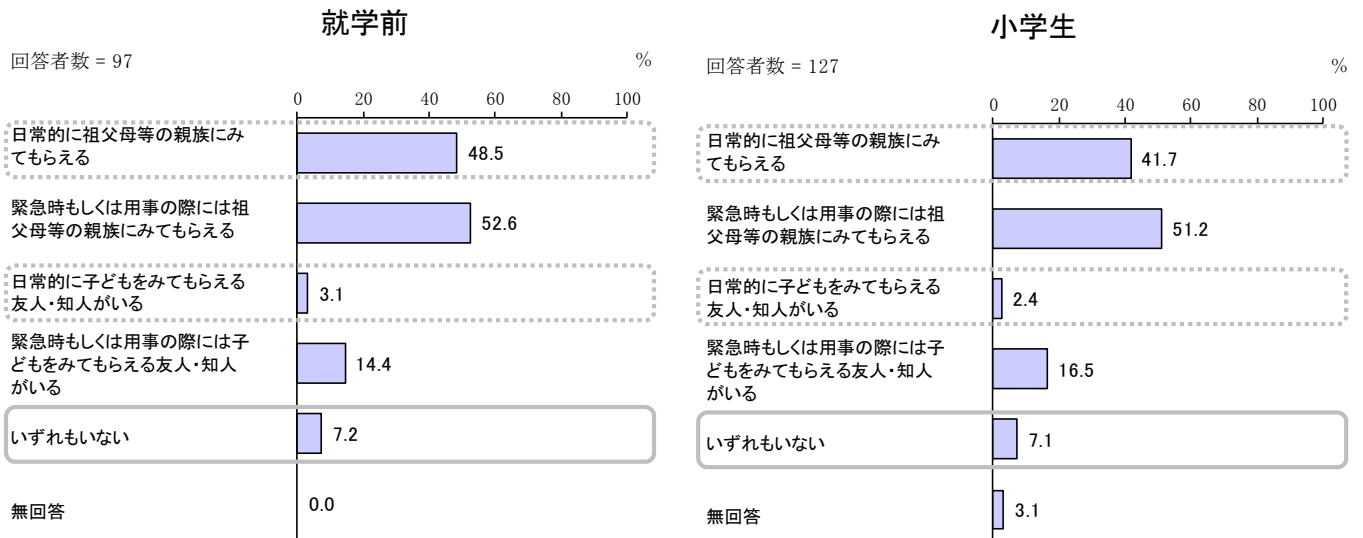
	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	159 通	97 通	61.01%
小学生児童	188 通	127 通	67.55%

(2) 調査結果

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について

就学前児童の保護者では、「日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる」割合は、51.6%、「いずれもない」の割合は7.2%となっています。

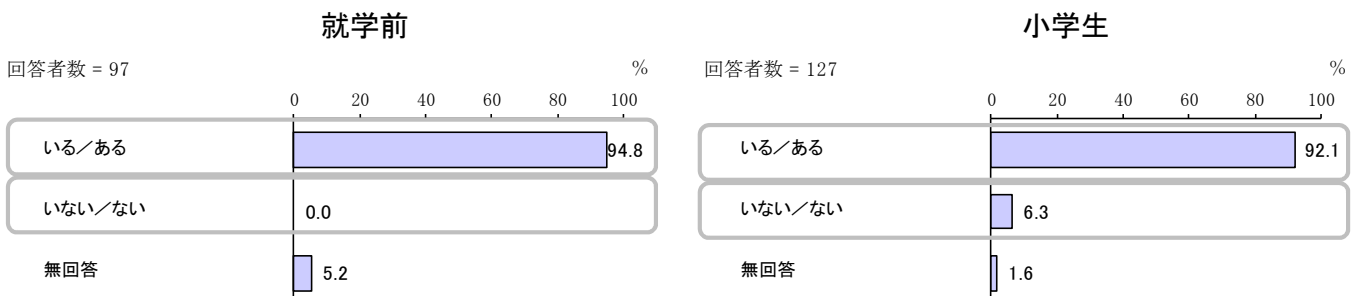
小学生児童の保護者では、「日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる」割合は、44.1%、「いずれもない」の割合は7.1%となっています。



② 子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について

気軽に相談できる人・場所の有無は、就学前児童の保護者では、「いる／ある」の割合が94.8%となっています。

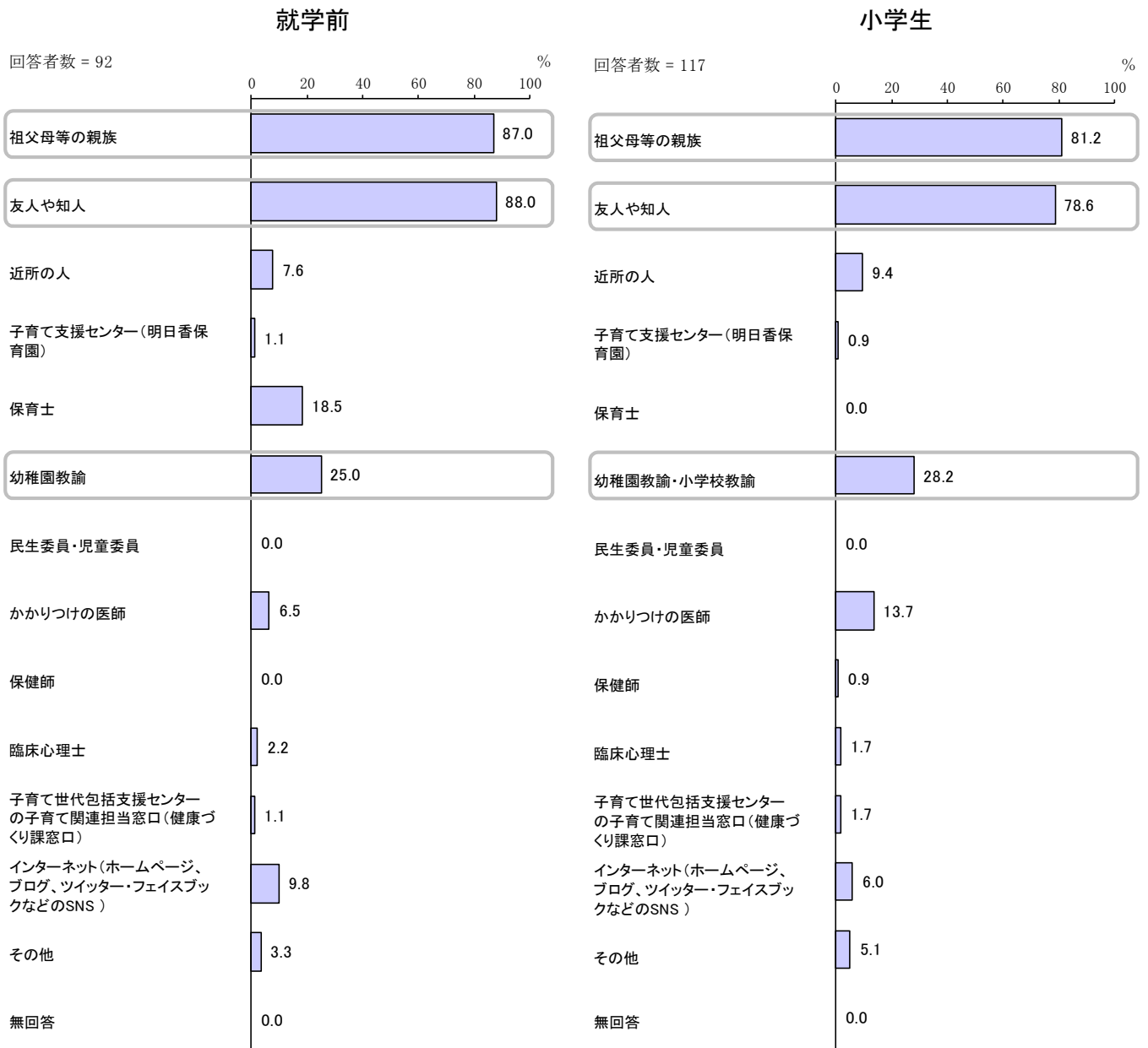
小学生児童の保護者では、「いる／ある」の割合が92.1%、「いない／ない」の割合が6.3%となっています。



③ 気軽に相談できる人（場所）について

気軽に相談できる先は、就学前児童の保護者では、「友人や知人」が88.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が87.0%、「幼稚園教諭」が25.0%となっています。

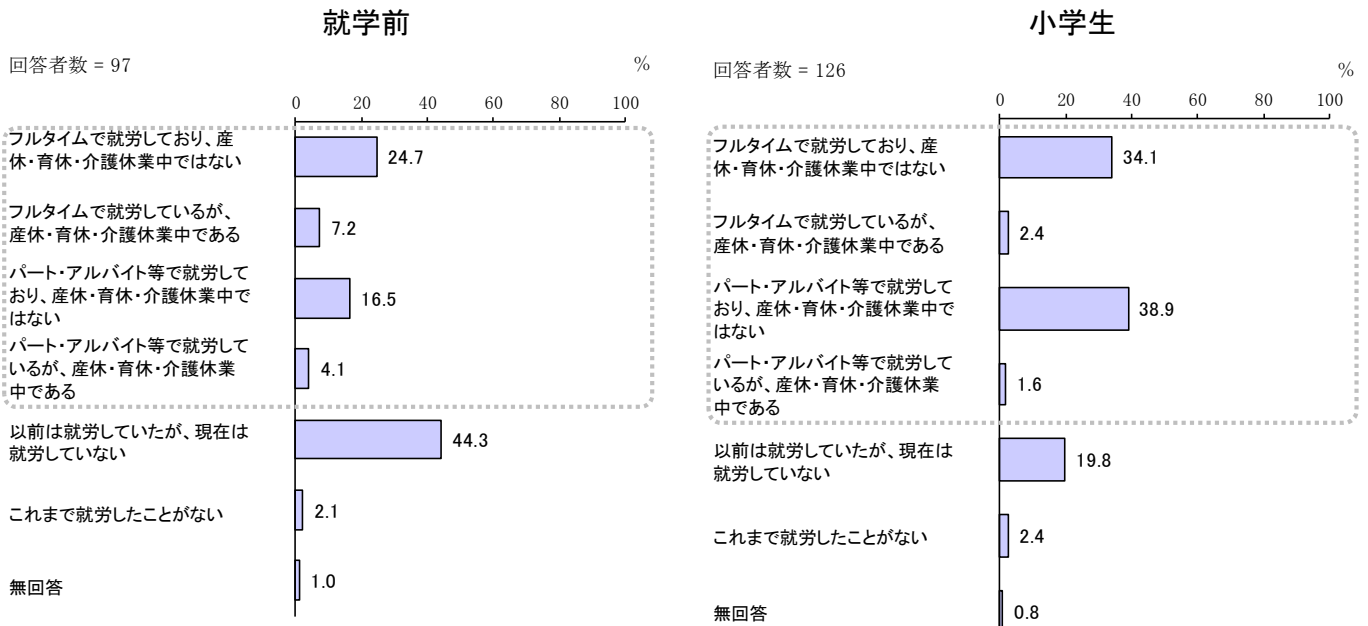
小学生児童の保護者では、「祖父母等の親族」が81.2%と最も高く、次いで「友人や知人」が78.6%、「幼稚園教諭・小学校教諭」の割合が28.2%となっています。



④ 母親の就労状況について

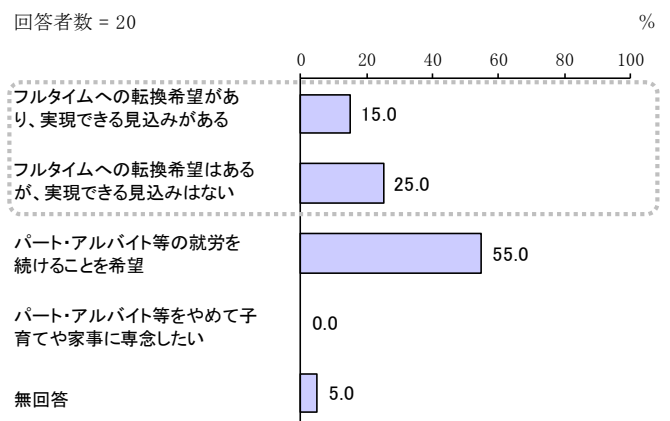
就学前児童の保護者では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は52.5%となっています。

小学生児童の保護者では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は77.0%となっています。



⑤ 就学前児童保護者の母親の今後のフルタイムへの転換希望について

フルタイムへの転換希望の割合は、40.0%となっています。



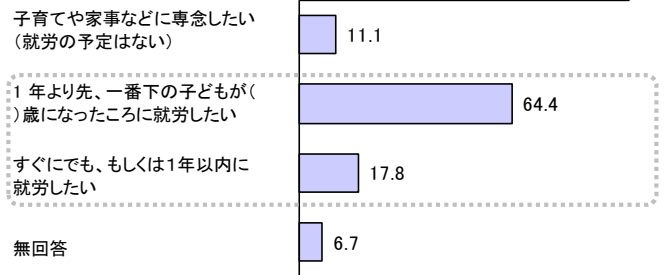
⑥ 就学前児童保護者の母親の今後の就労希望について

未就労の母親の就労希望の割合は、

回答者数 = 45

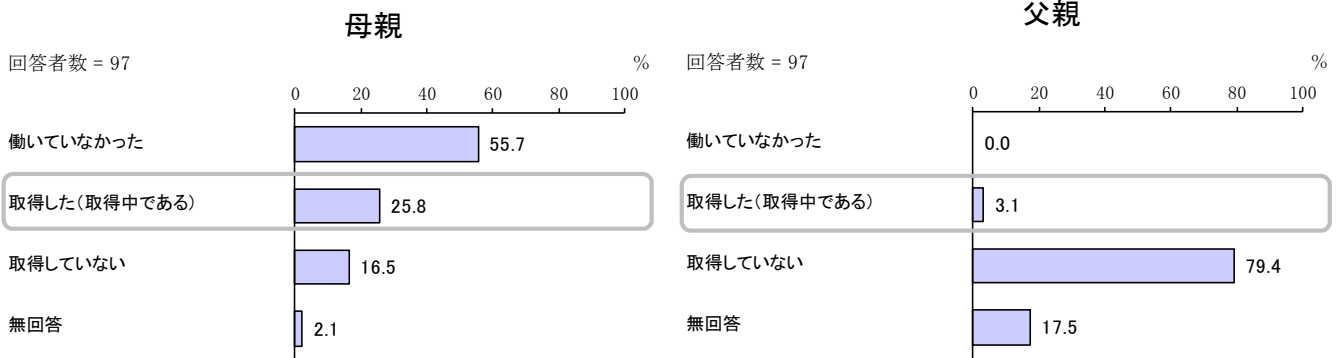
82.2%となっています。

「一番下の子どもが（ ）歳になったころに就職したい」の回答内訳としては、3～5歳が最も多く、48.3%、続いて6～8歳が34%となっています。



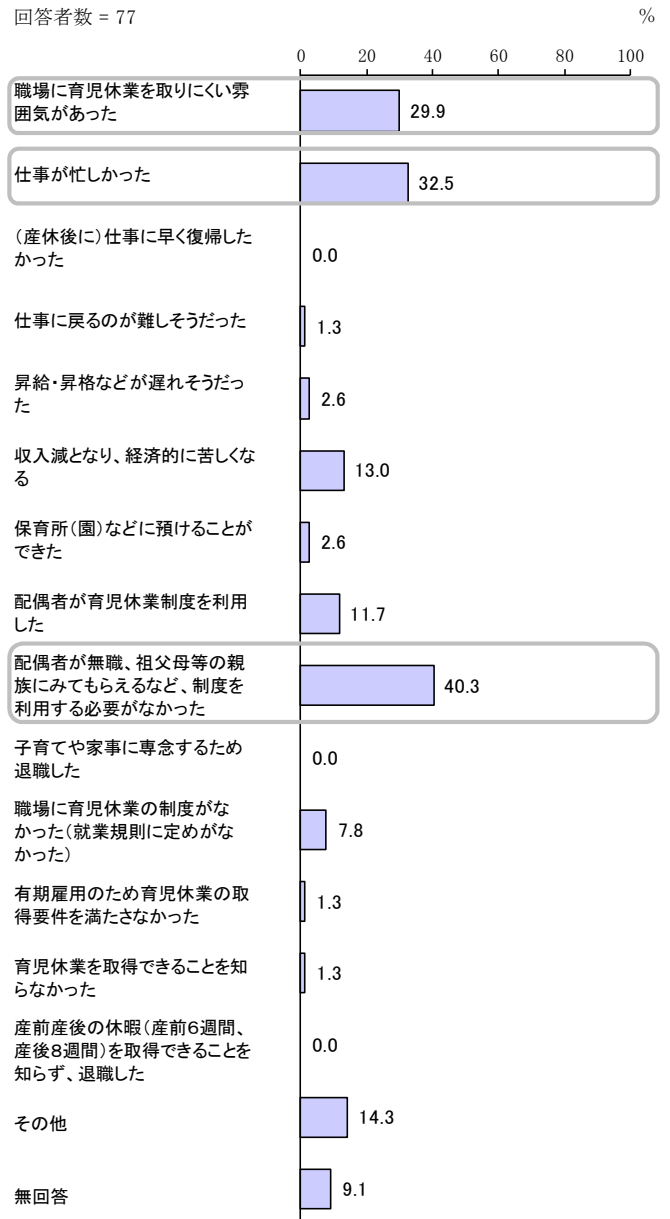
⑦ 就学前児童保護者の育児休業の取得状況について

育児休暇の取得状況について、「取得した(取得中である)」の割合が母親は25.8%、父親は3.1%となっています。



⑧ 就学前の父親の育児休業を取得していない理由

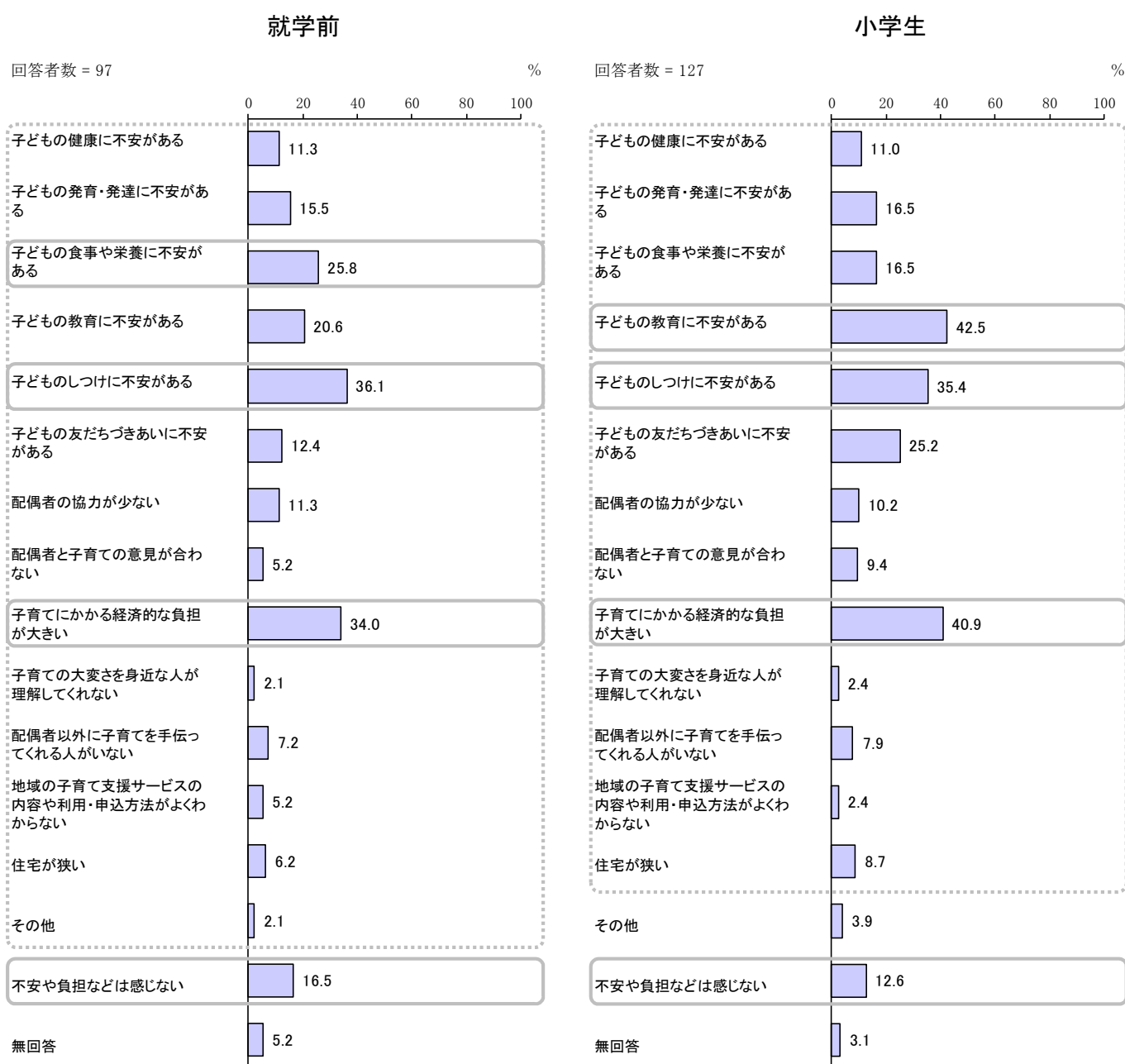
父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が40.3%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が32.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が29.9%となっています。



⑨ 子育てに関する不安や負担について

就学前児童の保護者では、「子どものしつけに不安がある」が 36.1%と最も高く、次いで「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が 34.0%、「子どもの食事や栄養に不安がある」が 25.8%となっています。また、子育てについて、何らかの不安や負担を感じている割合は 78.3%、「不安や負担などは感じない」が 16.5%となっています。

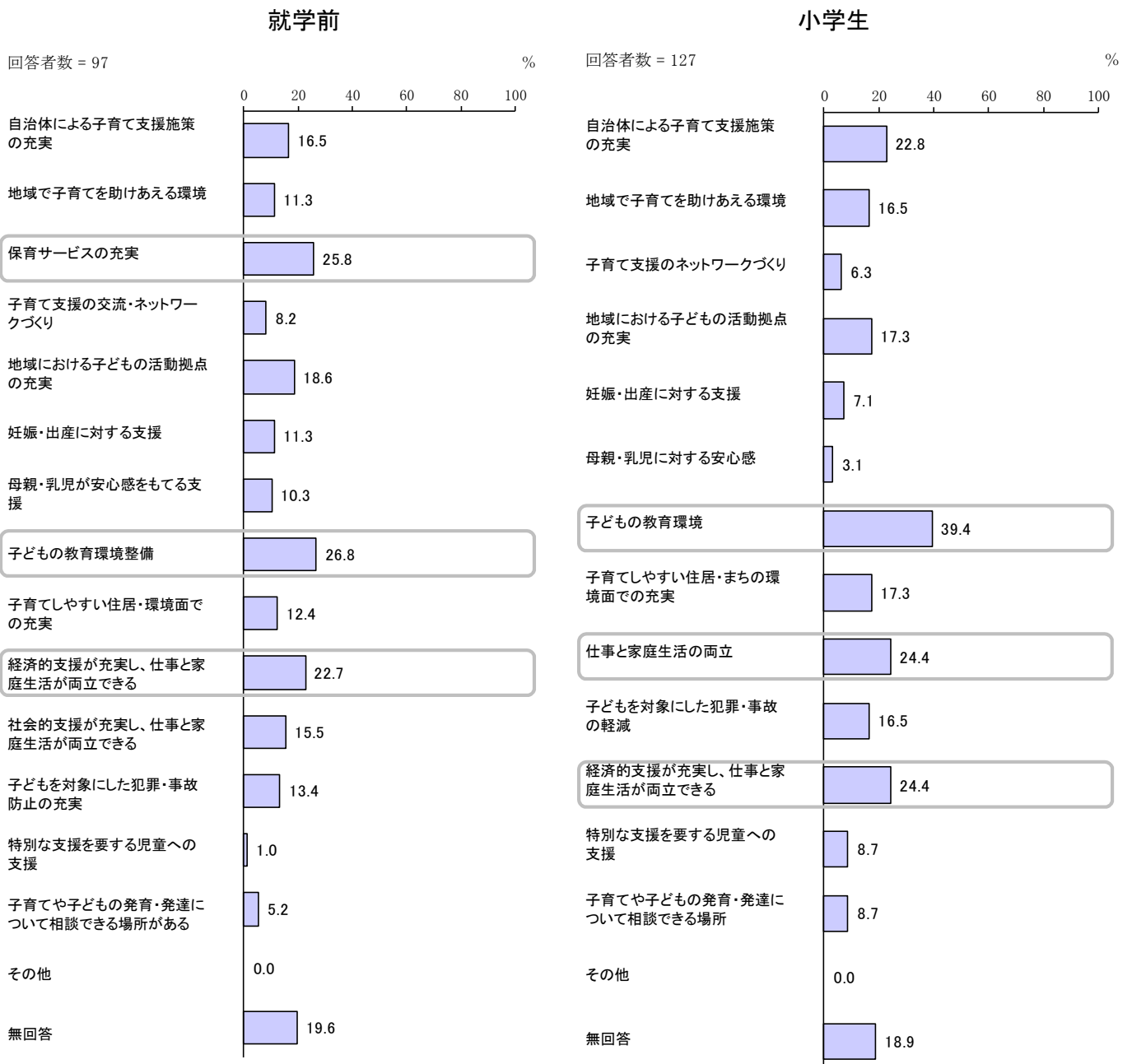
小学生児童の保護者では、「子どもの教育に不安がある」の割合が 42.5%と最も高く、次いで「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が 40.9%、「子どものしつけに不安がある」が 35.4%となっており、子育てについて、何らかの不安や負担を感じている割合は 84.3%、「不安や負担などは感じない」が 12.6%となっています。



⑩ 子育てをする中で、有効と感じる支援・対策について

どのような支援・対策が有効と感じているかでは、就学前児童の保護者では、「子どもの教育環境整備」の割合が 26.8%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」の割合が 25.8%、「経済的支援が充実し、仕事と家庭生活が両立できる」の割合が 22.7%となっています。

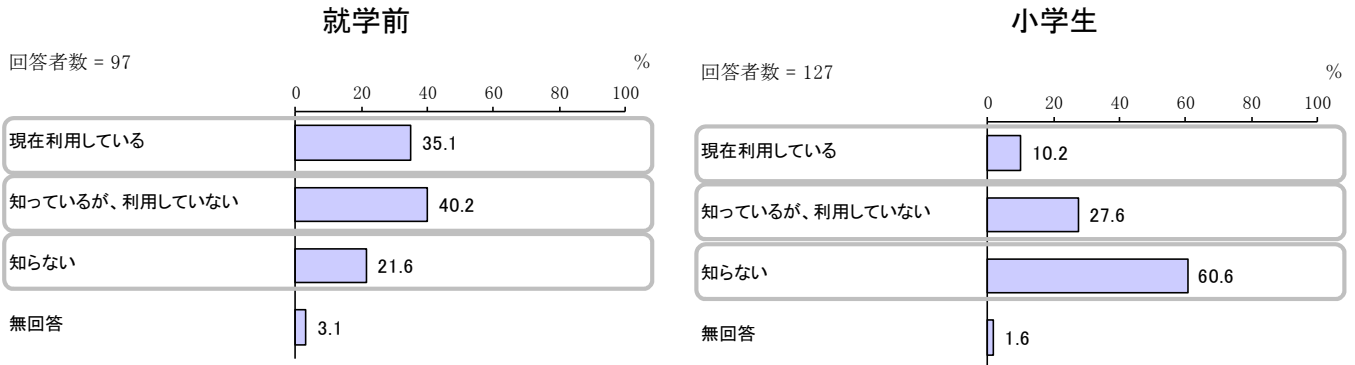
小学生児童の保護者では、「子どもの教育環境」の割合が 39.4%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」、「経済的支援が充実し、仕事と家庭生活が両立できる」の割合が 24.4%となっています。



⑪ 「子育て支援アプリ あすかっこ！」の認知状況について

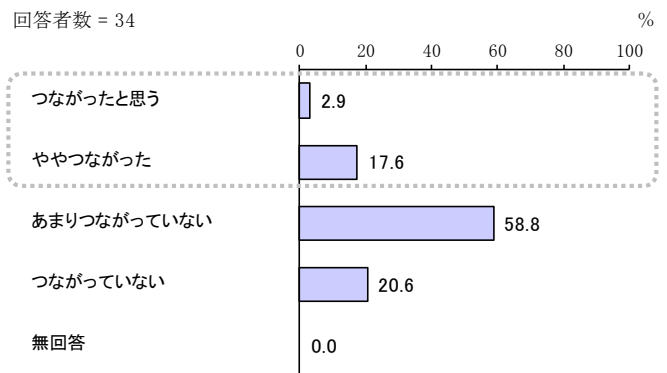
「子育て支援アプリ あすかっこ！」の認知度は、就学前児童の保護者では、「知っているが、利用していない」が40.2%と最も高く、次いで「現在利用している」が35.1%、「知らない」が21.6%となっています。

小学生児童の保護者では、「知らない」が60.6%と最も高く、次いで「知っているが、利用していない」が27.6%、「現在利用している」が10.2%となっています。



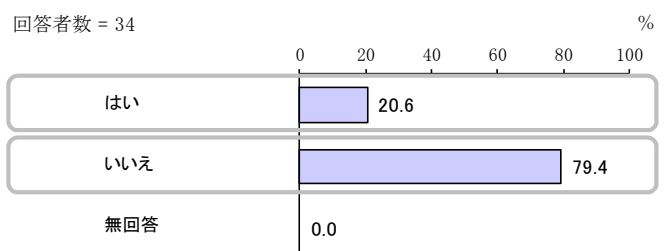
⑫ 就学前児童保護者の「子育て支援アプリ あすかっこ！」を利用して、育児に関する不安や、孤立感等の緩和につながったについて

「子育て支援アプリ あすかっこ！」の利用による、育児に関する不安や、孤立感等の緩和について、「つながった」が20.5%、「つながっていない」が79.4%となっています。



⑬ 就学前児童保護者の「子育て支援アプリ あすかっこ！」を利用して、保健師等に気軽に子育てを相談しやすくなったかについて

「はい」の割合が20.6%、「いいえ」の割合が79.4%となっています。



3 明日香村の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本村の現状や、アンケート調査結果を踏まえ、子ども・子育てを取り巻く現状と課題を下記のように整理しました。

(1) 行政における子育て支援体制について

アンケート調査結果等から、「身近・気軽に」「切れ目のない」「なんでも」相談できる体制の充実が求められています。

子育て世代の育児不安の解消を図っていくためには、「子育て世代包括支援センター」による総合的相談支援を推進すること、また、行政の各分野の集約・各専門分野（機関）の連携を図っていくことが重要となります。

そのため、本村の既存事業を有効で適切な活用により、各家庭の状況に応じた配慮ができる柔軟な体制を整備していくとが必要です。また、生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流を行う家庭環境を整備していくとともに、子育て世帯が安心して暮らせる精神的、経済的な支援に関する情報の提供を図っていくことが必要です。

(2) 地域における子育て支援体制について

地域全体で子育て世代を支える連携体制の充実・つながりのみえる関係づくりが求められており、本村で実施している「ファミサポ明日香」「赤ちゃん訪問員」等の活性化による柔軟な支援を行うことにより、身近な地域での子育て支援を充実していくこと、また、地域全体で子どもを守り・育てていくという意識を醸成していくことが重要となります。

そのため、これから親になる世代や子育て中の親への家庭教育に関する学習を支援するとともに、子育てが一段落ついた方の地域子育ての、担い手としての活躍促進を図っていくことが必要です。

また、地域・行政・警察（生活安全関係機関）の連携強化による危険の未然防止及び、地域家庭の教育力を高め、学校教育の充実・開かれた学校づくりに取り組んでいくことが必要です。

(3) 家庭における子育て支援体制について

働き方やライフスタイルの多様化に対応し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指すことが重要とされています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を図っていくためには、家庭全体で子育てや家事に取り組むための情報発信・社会全体の理解の推進とともに、両親の育児休業制度の利用の促進が重要となります。

そのため、男性の家事・育児参加を促進する情報を発信するなど、保護者の仕事と子育ての両立を支援していくとともに、働きながら安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備を行っていくことが必要です。

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

明日香村においても、核家族化や少子化が進行し地域のつながりも希薄になる中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、「明日香村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に取り組んできました。



今後も、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備していくことを目指して、「みんなで子育て、一つの大家族～明日香の郷の、明日の子ども達を育もう!～」を基本理念として計画を推進します。

[基本理念]

みんなで子育て、一つの大家族
～明日香の郷の、明日の子ども達を育もう!～

2 基本目標

本計画では以下の6つの基本目標の下に、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

(1) 子育て家庭への子育て支援の充実・・・

子育ての不安や負担を、保護者が抱え込むことなく、また孤立することのないよう子育て支援サービスの充実を目指します。保育の充実や親子の交流を促進する事業、子育てに関する情報提供・相談体制づくり等子育てネットワークの充実、世代間交流など地域の活動を通じて、社会全体で子どもや家庭を見守り、応援していきます。

(2) 仕事も子育ても両方楽しめる環境づくり

ライフスタイルや働き方が多様化する中で、男性も女性も家庭の時間と仕事の時間が両立できるよう、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」に向け、子育てについての理解が得られる職場環境づくりや家庭での男女共同での子育て意識の定着を図ります。

(3) 親子のいのち・こころ・健康を育む

妊娠・出産期からの母親の健康、乳幼児期の子どもの健康、思春期の子どものための自己管理意識の定着等、親子の健康づくりのための各種保健事業を充実し、切れ目のない支援に努めます。小児医療を充実し、関係機関と協働で、親子のいのち・こころ・健康を育む取り組みを進めます。

(4) 支援が必要な家庭・子どもを守る取り組み

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の問題に対し、学校・地域・村で取り組んでいきます。また、ひとり親家庭への支援を充実していくとともに、障がいの有無や家庭環境に左右されず、すべての子どもが生命と人権を尊重され、健やかに成長するための施策の充実を目指します。

(5) 子どもの成長を見守る仕組みづくり

子どもは未来の親でもあり、子どもの豊かなこころは次世代へとつなげる財産となります。学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力しながら、地域社会全体で子どもを育てる、また、地域での様々な体験活動や地域との交流を通じ、明日香の郷で育ち心身ともに健やかな子どもたちの成長を支援していけるように努めます。

(6) 安心・安全なむらづくり

明日香の美しい自然や伝統文化を守り、活用しながら、子どもが安心・安全に楽しく、生きがいを持ちながら生活できるような環境をつくり、子どもと子育て家庭にとって暮らしやすく住み続けたいと思えるよう「人・自然・暮らしにやさしい」むらづくりを進めます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

明日香の郷の、明日の子ども達を育もう
みんなで子育て、一つの大家族

1 子育て家庭への
子育て支援の充実

- (1) 多様な子育て支援サービスの充実
- (2) 利用しやすい預かり事業の充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子育て情報・相談体制の充実
- (5) 地域の人に関わる子育て支援体制の推進
- (6) 親子の居場所・交流の場づくり
- (7) 子育てにともなう経済的負担の軽減

2 仕事も子育ても
両方楽しめる
環境づくり

- (1) 子育てしやすい職場環境づくりの推進
- (2) 男女共同による子育て意識の定着

3 親子のいのち・
こころ・健康を
育む

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 子どもが健康的な生活習慣を身につける環境づくりの推進
- (3) 思春期保健対策の推進

4 支援が必要な家庭
・子どもを守る
取り組み

- (1) 児童虐待防止と要保護児童とその家庭への支援の充実
- (2) 障がいのある子どもがいる家庭への支援
- (3) ひとり親家庭への支援

5 子どもの成長を
見守る仕組み
づくり

- (1) 個性の尊重と生きる基盤の育成
- (2) 社会全体における子育てや教育の向上
- (3) 子どもの「生きる力」を育む教育の充実
- (4) 創意に満ちた活力ある学校づくりの推進
- (5) いじめ防止対策の推進

6 安心・安全な
むらづくり

- (1) 子育てバリアフリーの推進
- (2) 子どもが安心・安全に暮らせるむらづくり

第4章 施策の展開

1 子育て家庭への子育て支援の充実

仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策の充実を図ります。

また、子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

さらに、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、さまざまな媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。

基本施策1 多様な子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
放課後児童健全育成事業・放課後児童クラブ(あすかなかよしクラブ)の充実	保護者の就労等の理由により放課後や夏休み等に家庭で保育ができない児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供し健全な育成を図るため、放課後児童クラブの周知を進め、利用の促進に努めます。	教育文化課
地域子育て支援拠点事業の推進	育児不安等の軽減を図るための相談や、お誕生日会等の開催、親子同士・保護者同士の交流を図ります。また、多くの保護者に活用してもらえるよう、母子保健事業と連携し子育て支援センターのさらなる周知・活用に努めます。	健康づくり課

基本施策2 利用しやすい預かり事業の充実 ●●●●●●●

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
延長保育事業の充実	保護者の勤務時間等に対応した柔軟な保育を提供できるよう、以下の時間帯において延長保育を実施しています。 ○明日香保育園 通常保育前後 7:00～ 19:00の間 ※保育認定によって通常保育の時間が異なる。	健康づくり課 保育園
特徴ある就学前教育	通常幼児教育の終了後、大学との連携により、感性を高めるための実践研究をすすめます。明日香村ならではの魅力ある就学前教育の確立を目指すとともに、在園時間の延長により子育て支援にもつなげます。 ○明日香幼稚園	教育文化課
一時預かり事業の充実	保護者のパート就労、疾病、災害等、また、育児疲れ解消等の理由で家庭での保育が困難な場合等に、保育園において児童を一時的に保育します。また、保護者のニーズの把握に努めます。	健康づくり課 保育園
子育て短期支援事業の推進	保護者の病気や仕事のため、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設で養育を支援するショートステイやトワイライトステイを実施します。また、より多くの方に事業を活用してもらうため、事業の周知に取り組みます。	健康づくり課
病児・病後児保育の充実	集団保育を受けることができない病気回復期の子どもを、安心して一時的に預けられるよう、病児・病後児保育の充実を努めます。	健康づくり課
ファミリー・サポート・センター事業	満1歳から中学校就学前までの子の保護者で、預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との連絡調整を行い、相互援助活動の支援を行います。	健康づくり課

基本施策3 子育て支援のネットワークづくり ●●●●●●●

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
食育推進検討会	子ども達の食育について、朝ごはんの偏食、夕食から寝るまでに間食するなどの共通課題の改善に向けて、園や学校の現場、家庭での取り組みをお互いの役割を自覚しながら、連携し、食育の推進に努めます。	健康づくり課
歯科口腔推進検討会	子ども達のう歯、歯肉炎などの共通課題の改善に向けて、園や学校の現場、家庭での取り組みをお互いの役割を自覚しながら、連携し、歯科口腔衛生対策の強化に努めます。	健康づくり課
思春期保健推進検討会	子ども達の心身の健康づくりについて地域の健康課題や学校現場での悩み、問題点、子ども達や家庭の状況の把握などを担当者間で共有する場をもち、お互いの専門的なスキルや協力者を巻き込みながら思春期保健対策の共通課題や目指す方向性を具体的に検討していきます。	健康づくり課
子育て支援団体の育成	子育て支援団体等、自主的なグループの活動を支援し、育児不安の軽減を図り、地域の育児力を高めていきます。	健康づくり課

基本施策4 子育て情報・相談体制の充実・・・・・・・・

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
子育て世代包括支援センターの充実	子育てに関する情報提供や利用支援、相談への対応、関係機関との連絡調整等の機能を有する総合的な窓口により、保護者が円滑に子育て支援事業を利用できるよう支援します。	健康づくり課
子育て情報の提供	広報誌やホームページのほか、「子育てナビ」や「育児支援ガイドブック」、「子育て支援アプリあすかっこ！」などにて、幼稚園・保育園や各学校、子育て支援に関する情報を提供していきます。	健康づくり課 保育園 幼稚園
幼稚園での情報提供	園だより、クラスだより、個人懇談、学級懇談やホームページ等を活用した情報提供や、家庭訪問、わくわくフェスティバルを継続して実施していきます。	教育文化課 幼稚園
保育園での情報提供	園だより、個人懇談、学級懇談やホームページ等を活用し、育児相談、育児情報の提供を行っていきます。	健康づくり課 保育園
子育て支援センターアミクラブでの相談	電話相談、面接相談を随時行うとともに、テーマに基づく講座等を実施し、子育て情報を提供します。	明日香保育園
育児相談の充実	発達の相談や子育ての悩み、子どもとの関わり方など、子育てに関する全般の相談に取り組みます。	健康づくり課
教育相談	幼児、小学生、中学生の保護者の方や教諭に対して、子育ての悩みや子どもの生活・心理の発達に関する事などについて、専門の臨床心理士による教育相談を行っていきます。	教育文化課
各学校での情報提供	学校だより（学年だより、保健だより等）、学級懇談、学年懇談やホームページ等を活用した情報提供や、家庭訪問等の実施により、今後も、家庭への情報提供を継続して行っていきます。	小学校 中学校

基本施策5 地域の人に関わる子育て支援体制の推進・・・・・・・・

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
主任児童委員・民生委員児童委員活動	主任児童委員、民生委員児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制を強化していきます。	健康づくり課
子育て支援ボランティアの育成	育児経験者である子育てボランティアの育成に努め、地域の子育て力の充実を図ります。	健康づくり課

基本施策6 親子の居場所・交流の場づくり・・・・・・・・

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
マコリエ	各種教室や開放の場等を中心とし、意見交換を通して、育児を共有し、お互いの経験や育児経験者と情報交換をしながら仲間づくりを行っていきます。	健康づくり課
世代間交流事業	高齢者とふれあい、一緒に遊ぶことにより、互いにいたわり思いやる心、助け合いの精神を育みます。	社会福祉協議会 幼稚園・保育園

基本施策7 子育てにともなう経済的負担の軽減 ●●●●●●●●

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
出産お祝金	次世代の子どもの出産を祝福し、その健やかな成長を願うとともに、出産祝い金を支給することで、子育て世帯を支援します。	住民課
産後健診費助成	出産後おおむね1か月頃、母子が医療機関で初回に受ける健診(1か月健診)にかかる費用を助成します。	健康づくり課
児童手当	児童手当は15歳までの子どもを育てる全ての家庭に支給される制度です。	住民課
子どもの医療費助成事業	0歳から中学生の子どもが病気やケガで保険診療を受けた時に、自己負担額から一部負担額を除いた額を助成します。	住民課
児童扶養手当	子どもを監護する母や子どもと監護し、かつ生計を同じくする父、または母(父)に代わってその子供を養育している人に支給します。	住民課
心身障がい者医療費助成	1歳から75歳までの障がいをお持ちの人が、病気やケガで保険診療を受けたときに自己負担額から一部負担額を抜いた額を助成します。	住民課
特別児童扶養手当	身体および精神に重度・中度以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している父母等に支給されます。	住民課
ひとり親家庭等医療費助成事業の充実	ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上のため、医療費の助成を実施します。	住民課
特別支援教育就学奨励制度	障がいのある児童・生徒が特別支援学校、小学校、中学校へ就学する場合に、その保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。(所得制限有)	教育文化課
養育医療	養育のための病院等に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を支給します。(所得により自己負担有)	健康づくり課
保育料の減額	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料を国基準より減額して設定しています。	健康づくり課
要保護・準要保護児童生徒就学援助制度	義務教育を受ける児童・生徒が、経済的な理由で就学が困難な場合に、その保護者に対して必要な援助として、児童・生徒の学用品の一部や学校給食等就学に必要な経費の一部を援助しています。	教育文化課
子育て世代新築助成	15歳に達するまでの子どもがいる世帯が、住宅を新築・増築した場合に助成します。(上限あり)	総合政策課
給食費助成	保育園、幼稚園・小学校・中学校に在籍している子どもの学校給食費に係る経費を助成します。	健康づくり課 教育文化課
入学祝金	明日香村内に住所を有する小・中学校等に入学する児童生徒1人あたり3万円を支給します。	教育文化課

2 仕事も子育ても両方楽しめる環境づくり

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく働き方の見直しに向けたさまざまな取組を推進するとともに、男女がともに働き方や家庭内での分担を考え、家事や子育てをしていくことが必要です。家庭内のことは女性に負担が偏りがちになりますが、男性も家事や子育てを自然と受け入れていけるように、啓発や取組を行っていきます。

基本施策1 子育てしやすい職場環境づくりの推進・・・・・・・・

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発	男女が共に職業生活と家庭生活や地域生活を両立し、ゆとりとうるおいのある生活を送ることができるようにすることが働く上で重要であること、また、企業にとっても有益であるという考え方について、住民をはじめ事業主に対して啓発を進めます。	健康づくり課
ワーク・ライフ・バランスに関する各制度の周知・啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、企業に対し、育児休業・介護休業制度、時間短縮制度、職場への復帰支援等の普及啓発を行います。また、特に男性の育児休業等の取得を促進する観点から、労働者に対する周知啓発についても進めていきます。	健康づくり課

基本施策2 男女共同による子育て意識の定着・・・・・・・・

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
男女共同参画意識の啓発	男女が共に子育てにかかわり、負担を分かち合い、子育てに関して女性だけが負担を感じないよう、家庭生活への男性の参画についての意識啓発を進めます。	教育文化課
父親の子育て参加促進事業の実施	夫婦で安心して子育てが行えるよう、情報提供や人形を使った育児体験、また、親子同士のふれあい交流など、父親が子育てにかかわるきっかけとなる事業を行います。	健康づくり課

3 親子のいのち・こころ・健康を育む

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、早期発見、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、食育をライフステージに応じて暮らしのさまざまな場面の中で、他機関と連携しながら、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。参加ができない保護者に対しても、必要な情報が届くよう、情報提供の充実に努めます。

思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発等に対する取組については、学校教育の場以外においても、関係する機関の連携で実施する方法等について検討していきます。

基本施策1 子どもや母親の健康の確保・・・・・・・・

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
母子健康手帳の交付	早期の届出をすすめ、保健師の面接により母子健康手帳を交付します。早期から妊婦の健康等、妊娠・出産におけるリスクを把握し、安心・安全に出産できるよう支援します。	健康づくり課
不妊治療助成	一般不妊治療を受けられている方を対象に、治療にかかった金額の半分の助成します。	健康づくり課
妊娠なんでも相談	不妊治療や妊娠、出産、子育てについての悩みを持っている人を対象に、相談を行います。	健康づくり課
妊婦健康診査	妊娠期間中の健康診査費用の一部を補助することで、定期的な受診を促し、妊婦の健康と安全な出産等を支援していきます。	健康づくり課
妊婦歯科健診	妊娠性歯周炎等の早期発見・治療・予防を行い安全な出産に向けての支援を行います。	健康づくり課
すこやかサポート訪問	保健師（必要時は助産師）が訪問し、健康状態の把握や相談等を行い、早期からの関係を築き、子育て不安等の軽減に努めます。	健康づくり課
未熟児訪問	低体重児の届出や養育医療の申請等により把握するすべての未熟児に対して訪問を行い、養育上必要な支援を医療・福祉等と連携し、支援します。	健康づくり課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に対し、こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を実施し、子育て支援に関する情報の提供を行います。訪問前と後に、保健師等と情報を共有し、支援の方向性を確認し、虐待予防・早期発見に努めます。	健康づくり課

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
乳幼児健診	問診・身体計測・発達確認・栄養相談・歯科相談等を行うとともに、保護者への指導や講話等も充実させることで、安心して子育てができるよう支援していきます。	健康づくり課
すくすく子育て相談	各種訪問事業や健診等で育児上の諸問題や親の抱える養育上の問題等について保健師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職や主任児童委員による相談を行い、子育て不安の解消に向けて支援を行います。	健康づくり課
幼児歯科健診	歯科医師による歯科健診や歯科衛生士からブラッシング指導・歯科模型を用いた指導等により、むし歯や歯周病に対する予防・意識啓発を行うことで、口腔衛生の向上を推進していきます。	健康づくり課
各種予防接種	BCG（結核）・日本脳炎・4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）・麻しん・風しん等についての予防接種を実施していきます。また、予防接種の効果やその意義について周知・啓発を行い、保護者の知識の向上に努めます。また、その他の任意予防接種についても同様に情報提供を行います。	健康づくり課
小児医療の周知と啓発	近隣市町村や関係機関との連携を図り、休日夜間診療体制の充実に努めます。また、小児救急電話相談の周知を行い円滑な救急医療体制の運営に努めます。	健康づくり課
施設内集団感染予防の周知・啓発	必要時に手洗いやうがい、マスクの着用等の指導を行い、感染症予防の意識を高めるとともに、近隣市町村等の感染情報を各学校等と情報共有しながら、消毒方法や汚物の処理方法等やその効果について周知・啓発を行い職員や保護者の知識の向上に努めます。	健康づくり課

基本施策2 子どもが健康的な生活習慣を身につける環境づくりの推進・・・

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
乳幼児健診等を通じた規則正しい生活習慣の推進	乳幼児健診等を通じ、子どもに必要な栄養についての話やはみがきの方法についての話を行っていき、規則正しい生活リズムの確立を支援していきます。	健康づくり課
各種訪問事業	新生児訪問等において、妊産婦時期の食事についてや、母乳・ミルクについて、また、栄養に関する相談を受ける機会を充実させていきます。	健康づくり課
らっこ教室	離乳食の講義、栄養のバランスや料理の方法、ファーストフードの使い方等を学び、正しい食生活の基本を身につけるための教室を開催していきます。	健康づくり課
くまさんといっしょくらぶ	野菜を食べる工夫・おやつ役割等子どものころとからだの成長を考えた食育の話と実習を行っていきます。	保護者 健康づくり課
マザーズキッチン	ママの料理教室等の卒業生を中心に自らが中心となって子どもや家族の健康について考えた食事づくりのバリエーションを増やし家庭で実践し、家族の健康を推進していきます。	保護者 健康づくり課
給食だよりの発行	子どもの食生活について、栄養指導を取り入れ、成長期に必要な食事について掲載し、保護者や児童に対して、食育に対する意識啓発・情報提供を毎月行っていきます。	健康づくり課 給食センター

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
食育に関する啓発	毎月19日の食育の日に広報や食育通信、またポスター掲示等で、季節の食事を楽しむことや減塩、野菜を食べることの大切さ等を伝え健康的な食に関する意識を高めていきます。	食生活改善推進員協議会 健康づくり課 保幼・各学校
ぱくぱくげんきっこ教室	食事のマナーや好き嫌いをせず何でも食べること、規則正しい生活リズムについて等を子ども達に伝え、家庭で実践できるよう取り組んでいきます。	健康づくり課 幼保 給食センター
食育ファーム	地元農家の協力を得て、野菜や果物の収穫や子ども達が菜園活動を通じて収穫、調理等、さまざまな体験活動を推進し嫌いな食べ物への挑戦や作り手への感謝の気持ち、命の大切さ等を伝えていきます。	健康づくり課 保幼・各学校 給食センター 楽スポ
食育月間における生活習慣病予防啓発	毎年9月の食育月間にあわせ、食育に関するテーマについてポスター等を村内、近隣の公共施設やスーパー、コンビニ等で掲示して村全体で食への関心を高めていきます。	健康づくり課 保幼・各学校
むし歯予防教室	保・幼・小・中で正しいはみがきの手法や習慣、発達段階に合わせたむし歯や歯周病の予防について学び、はみがき習慣の確立に取り組んでいきます。また、家庭に対しても仕上げ磨きの徹底を促し、実践できるよう取り組んでいきます。	健康づくり課 保幼・各学校
フッ素洗口事業	家庭や保・幼・小と連携し、むし歯予防のために歯の質を強化するフッ化物の応用を実践し、はみがきと合わせて予防効果の強化を実施していきます。	健康づくり課 保幼・各学校
はみがきタイム	食後のはみがき習慣の確立に向けて、保・幼・小と連携し、給食後に実施し、う歯、歯肉炎予防を推進します。	健康づくり課 保幼・各学校

基本施策3 思春期保健対策の推進 ●●●●●●●●

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
思春期教室	小中学校において「性教育指導計画」を定めて、男女の身体的・精神的な違い、生命の尊厳、生命誕生の喜び等にふれ、人格の感性・豊かな人間形成を図っていきます。	健康づくり課 各学校
たばこ・薬物等の害についての啓発活動の充実	ポスターやちらし、広報紙、保健だよりなどの広報媒体や特別活動(学活)、セット健診、また、講演会等を利用し、たばこ、薬物の害等についての啓発を行います。	健康づくり課 各学校
喫煙防止教室	医師等から体にさまざまな悪影響を与えるたばこの害について学び、将来たばこを吸わない意識をもつ力を育成します。	健康づくり課 各学校
薬害防止教室	医師等から薬物の危険性について学び、将来薬物からの害について自分で回避できる力を育成します。	健康づくり課 各学校
受動喫煙防止の村づくり	公共施設や不特定多数の人が多く集まる施設において、受動喫煙対策を推進し、施設内禁煙・敷地内禁煙等の取り組みを推進します。	健康づくり課

4 支援が必要な家庭・子どもを守る取り組み

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができず成長することになり、その結果、親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をとまなう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、発達に遅れや偏りがある子どもに対し、保育園や学校等で子どもの特性に合った適切な支援を行っていきます。

そして、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

基本施策1 児童虐待防止と要保護児童とその家庭への支援の充実

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
電話相談事業	少年犯罪の被害や、いじめ、非行、体罰、児童虐待等の問題についての相談を実施していきます。	県人権擁護委員連合会等
人権相談	いじめ、体罰、差別や嫌がらせなど人権に関する悩みや相談ごとについて、人権擁護委員による相談を健康福祉センターにおいて実施します。	住民課
心配ごと相談	職業、健康、教育、結婚など、人には言えない心配ごとや悩みごとについて、民生委員児童委員による相談を健康福祉センターにおいて実施します。	社会福祉協議会
学校保健委員会	子どものこころのサインを見落とさないための研修を充実していきます。	各学校
「せんせいあのね・・・」	保健室を、児童の誰もが自由に出入りができて、問題や悩みを相談できる場として引き続き活用するとともに、養護教諭と担任との連携を密にし、子どもの問題解決に迅速に対応していきます。	小学校
相談窓口事業	子どものさまざまな問題、心配ごとについていつでも利用できて、時間をかけて相談できる窓口の設置の充実を図っていきます。	健康づくり課
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭など保護者の養育支援が特に必要と認められる家庭を対象に、専門職員が訪問し、相談・指導・助言等の支援を行います。	健康づくり課
明日香村子ども家庭総合支援拠点・明日香村要保護児童対策地域協議会	「明日香村子ども家庭総合支援拠点」により、関係機関等の連携強化を進める他、「明日香村要保護児童対策地域協議会」において、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組みます。	健康づくり課

基本施策2 障がいのある子どものいる家庭への支援 ●●●●●●●●

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
障がいのスクリーニング及びサポート体制の充実	乳幼児健診等におけるスクリーニング機能を強化するとともに、保護者が子どもの発達課題を受容し、その後の適切な支援へとスムーズにつなげることができるよう、保護者への支援や障がいに関する啓発活動を展開します。	健康づくり課
障がい児保育における保育士の加配	村事業として障がい児保育における保育士の加配に対して民間保育園へ補助を行い、障がい児保育の充実に図ります。	健康づくり課
児童発達支援事業	運動のおくれが気になる子ども、ことばや行動、発達が気になる子ども達への集団生活の適応訓練等の相談助言を行い、十分な教育を受けられるよう努めます。	健康づくり課 広域市町村圏
特別児童扶養手当（再掲）	身体および精神に重度・中度以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している父母等に支給されます。	住民課
心身障がい者医療費助成（再掲）	1歳から75歳までの障がいをお持ちの人が、病気やケガで保険診療を受けたときに自己負担額から一部負担額を抜いた額を助成します。	住民課
明日香村障がい児福祉計画との連携	明日香村障がい児福祉計画と連携しながら、障がいのある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。	健康づくり課

基本施策3 ひとり親家庭への支援 ●●●●●●●●

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
児童扶養手当（再掲）	父親のいない児童または父親が重度の障がいがある場合、18歳に達する日以降最初の3月31日まで（心身に一定の障がいがある場合は20歳まで）の児童を監護している母親、または母親に代わってその児童を養育している方に支給していきます。ただし公的年金受給者は該当しません。（所得制限有り）	住民課
就労相談支援	ハローワークや県等の関係機関と連携し、就労に関する相談支援や情報の提供に努めます。	健康づくり課
ひとり親家庭等医療費助成事業の充実（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上のため、医療費の助成を実施します。	住民課
ひとり親家庭等への保育料軽減事業	ひとり親家庭のうち、一定の所得以下の方について、保育料の軽減を実施します。	健康づくり課

5 子どもの成長を見守る仕組みづくり

子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけさせるため、教育・保育の体制の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する問題解決能力、他者とのコミュニケーション能力、物事への論理的な考察力などの育成を重視することが求められます。乳幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取組を推進するとともに、「生きる力」を育てていくことが重要です。

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、村の特徴を活かした教育を推進します。

また、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、学校と保護者及びその他の関係機関との連携を強化し、一丸となつていじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進します。

基本施策 1 個性の尊重と生きる基盤の育成

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
幼小中一貫教育の推進	12年間を見通したカリキュラムや指導法、合同行事等、一貫教育のあり方を研究するなど、全教職員が共通理解を図りながら共同実践を推進します。	教育文化課
郷土学習の充実	幼稚園から中学校までの12年間を見通す系統立てた「郷土学習プログラム」に基づく学習により、郷土への誇りと愛着を形成していきます。	教育文化課
国際理解教育	国際的な視野をもった明日香村の新しい時代を切り拓く人材育成を目標に、幼稚園での英語に慣れ親しむ英語遊び、小学校から中学校へつなぐ英語活動、英語科教育による一貫性のある指導によって、「明日香に根ざした国際人」の育成を図ります。	教育文化課
特徴ある就学前教育（再掲）	大学との連携により、感性を高めるための幼児教育の実践研究をすすめ、明日香村ならではの魅力ある就学前教育の確立を目指します。	教育文化課
体力・運動能力の向上	NPO 法人楽スポあすかとの連携により、幼稚園や小学校での運動・体育指導、中学校での部活動指導者の派遣などを行い、児童・生徒の基礎体力の向上を図ります。	教育文化課

基本施策 2 学校経営の充実

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
少人数学級編成	教員を増員配置し少人数学級編成とすることで、個々の児童・生徒の状況を把握し一人ひとりにきめ細やかな対応と落ち着いて学習できる環境を整えます。	教育文化課
特別支援員の配置	発達障害などのある園児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や支援を行います。	教育文化課
教育相談	いじめ、不登校、虐待、発達に関する相談等、園児・児童・生徒及び保護者等の心の不安を和らげるとともに、家庭や学校と関係機関との連携を支援します。	教育文化課

基本施策 3 社会全体における子育てや教育の向上

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
コミュニティ・スクール	学校運営協議会を中心に、地域と学校が協働して学校経営に取り組むコミュニティ・スクールとして、地域と共にある学校づくりをすすめます。	教育文化課
学校・地域 コミュニティ活動	コミュニティ・スクールとともに車の両輪として、地域全体で学校を支えることを目的に、学校支援活動の充実を図ります。	教育文化課
通学合宿	地域の方々の協力を得ながら、家庭を離れて一定期間自分たちで集団生活を送り通学することで、規範意識の向上や自立心を高める機会とします。	教育文化課

6 安心・安全なむらづくり

子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

また、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障がい者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などバリアフリー化を進めます。

さらに、子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進します。

基本施策1 子育てバリアフリーの推進

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
公共施設等の子育てバリアフリーの促進	道路・公園・公共施設・交通機関等において、段差の解消等のバリアフリー化に努めるとともに、子育て支援の視点からも、トイレのベビーベッドや授乳室の設置等を促進します。また、公共性の高い民間施設に対しても子育てバリアフリーの普及啓発に努め、妊産婦や乳幼児連れの親等すべての人が安心して外出できる環境づくりを進めます。	関係各課
子育てバリアフリーの意識啓発	妊産婦や子ども連れの家族、また子どもたちに対して思いやり・あたたかいまなざしを持てる、人にやさしい地域となるよう、村全体の子育て意識の啓発に努めます。	健康づくり課

基本施策2 子どもが安心・安全に暮らせるむらづくり ●●●●●●●●

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容	主な実施主体
交通安全協力会活動	街頭啓発活動やパトロール、カーブミラーの点検等を通じて、地域の交通安全を推進する活動を行います。	明日香村交通安全協力会 総務財政課
交通安全母の会活動	交通安全は家庭からをスローガンに、保護者さんたちが、交通安全の足形マークの設置、自転車反射材・ランドセルカバー・交通安全傘等の配布、早朝立哨活動等交通事故のない平和な郷土づくりを推進していきます。	明日香村交通安全母の会 総務財政課
地域安全推進委員活動	犯罪を防ぐための相談や指導を実施し、地域での防犯広報資料の配布や警察への連絡通報等、地域防犯活動を円滑に進める活動を行います。	明日香村交通安全協力会 総務財政課
地域安全パトロール隊活動	事故・災害・犯罪の未然防止と危険箇所の発見のためのパトロール活動を行い、犯罪や事故その他の異常等を発見した場合に警察への連絡通報等を行います。	明日香村地域安全パトロール隊 総務財政課
チャイルドシート貸し出し事業	新生児から4歳までの子を持つ保護者等に対し、チャイルドシートの貸出を実施していきます。	健康づくり課
防犯ブザーの配布	毎年小学新1年生に対して防犯ブザーを配布し、小学生全員に携帯させ、犯罪防止に取り組んでいきます。	小学校PTA
「明日香っ子」交番旗の設置	「明日香っ子」交番旗について、関係機関・団体・地域との連携を図り、設置箇所の再検討を行いながら、さらなる取り組みを進めていきます。	教育文化課
幼年消防クラブ	防火パレードや防災フェアを実施し、幼年期から火災に対する防火意識を高めるため幼年消防クラブを育成していきます。	高市消防署
社会を明るくする運動	地域が一体となって、青少年の犯罪や非行の防止を防ぐとともに、立ち直りの支援を行い、犯罪のない明るい社会を目指す活動を行います。(毎年7月) 村内の保幼小中学校園の協力によるのぼり旗の制作・掲示や、小学生による啓発放送の村内巡回、「あすか」にちなんだ標語を作り、幼稚園児が絵を描いたポスターを作成するなどしています。	健康づくり課
青少年健全育成連絡会	青少年の犯罪や非行を防止するために、青少年健全育成連絡会等の活動をより密にし、家庭、学校、地域社会が一体となって、夏休み村内巡視パトロール・盆踊り大会巡視活動・青少年健全育成強調月間啓発活動を継続して進めていきます。	教育文化課

第5章 目標事業量の設定と教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

1 母子保健に関する施策・事業評価指標と目標

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、子どもがより健やかに育まれるためには、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策や子どものすこやかな成長を見守り育む地域づくりとの有機的な母子保健事業との連携が重要です。また、虐待の予防について、育てにくさを感じる親に寄り添う支援など個々の支援の充実を図ることが大切です。

母子保健では、基本目標3「親子のいのち・こころ・健康を育む」を推進するため妊娠、出産の安全性の確保から子どもが健やかに育つための切れ目のない支援及び楽しくゆとりを持って子育てができる環境づくりを推進していきます。以下に、施策、事業の方向性ととも、実施状況や効果など点検、評価するための評価指標および令和6年度の目標を整理します。

(1) 子どもや母親の健康の確保の方向性と評価指標・目標

妊娠期からこころとからだの両面から健康を保持するために母子健康手帳の交付時に専門職種による初回面接と妊婦健康診査受診券の交付を同時に行うことで、早期から妊娠や出産に対する不安の軽減を図り信頼関係を築き気軽に相談できるように努めます。また、出産後の全戸訪問や各種健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者に対しては、次回の健診への誘いかけなど全数把握に努め、子どもの事故防止に対する啓発ならびにかかりつけ医づくりを推進し、救急医療や予防接種の体制整備に取り組み、子どもの母親の健康管理を総合的に推進していきます。

指標	平成30年度実施事業量 (現状値)	令和6年度実施事業量 (目標値)
妊娠12週までの妊娠届出の割合	100%	100%
妊婦健康診査受診者の健診受診率	100%	100%
母子手帳交付時の専門職面接率	100%	100%
すこやかサポート訪問受診率	100%	100%
こんにちは赤ちゃん訪問受診率	100%	100%

指標	平成 30 年度実施事業量 (現状値)	令和 6 年度実施事業量 (目標値)
乳児健診受診率	100%	100%
1 歳 6 ヶ月児健診受診率	81.7%	100%
2 歳 6 ヶ月児歯科健診受診率	94.9%	100%
3 歳 6 ヶ月児健診受診率	89.7%	100%
子育てが楽しい人の割合	100.0%	100%
子育てについて相談できる人の割合	100.0%	100%
B C G 接種率	75.0%	100%
MR 接種完了率	100%	100%
かかりつけ医をもつ割合	100%	100%
小児救急電話相談を知っている者の割合	81.7%	100%

(2) 子どもが将来にわたり健康的な生活習慣を身につける環境づくりの 方向性と評価指標・目標

乳幼児期の味覚や健康な歯を育て食生活・はみがき習慣・生活リズムをつくるためにばくばくげんきっこ教室やむし歯予防教室などの食育や口腔衛生に関する教室を開催し、保育園や幼稚園、食生活改善推進員、学校・医師会等と連携しながら子どもの成長発達段階に応じた指導を進め、家庭での規則正しい生活習慣の行動を推進します。

児童・生徒においては、基本的な生活習慣を育成し、給食や様々な学習、体験を通して食に関する知識やマナーを学び、望ましい食生活について自ら実践する力を伝えていきます。また、歯科健診を実施することで、う歯や歯肉炎について早期に発見し治療に繋げるとともに、給食後のはみがきタイムやフッ素洗口を実施することで、自ら食後の歯みがき習慣の確立やむし歯予防ができるよう推進します。

乳児期から学童期における幅広いライフステージの食育や歯科口腔保健の推進に向けた環境づくりのために各関係機関と検討を重ね、適切な時期に必要な食の知識が学べるよう情報交換し、健康教育の充実を図ります。

指標	平成 30 年度実施事業量 (現状値)	令和 6 年度実施事業量 (目標値)
就学前児童が 9 時頃に就寝する割合	50%	増加
夕食の後何も食べずに寝る就学前児童の割合	68%	増加

指標	平成 30 年度実施事業量 (現状値)	令和 6 年度実施事業量 (目標値)
就寝前 2 時間以内に食事をしない就学前児童の割合	66%	増加
朝食に野菜を食べる中学生の割合	72%	増加
食事を楽しむ家庭の割合	87%	増加
仕上げ磨きを 1 歳前から始める割合	83%	増加
3 歳 6 ヶ月児健診でう歯有病率の減少	25%	減少
園・小 1 の歯科健診で第 1 大臼歯のう歯の無い者の割合	100%	100%
園児のう歯治療率の割合	55%	増加
小学生う歯治療率の割合	49.2%	増加
DMF 指数	0.92 本	1 本以下
1 2 歳児の歯肉有所見率	5.4%	減少
残さずご飯を食べる就学前児童の割合	新設	増加
うんちがでる就学前児童の割合	新設	増加
だらだらおやつを食べない就学前児童の割合	新設	増加

(3) 次世代の親となる子どもの健康づくりを推進する環境づくりの方向性と評価指標・目標・・・・・・・・

児童・生徒が自ら心身の健康に関心を持ち、自分の身体を大切に思う気持ちを育むため、スポーツや喫煙予防教室、薬害予防教室等の様々な学習を通して、必要な知識や態度を身につけ、情報を自ら得るとともに健康について前向きに考えていけるよう支援していきます。また、子ども達が良い将来を生きるため、健康の保持・増進に取り組めるよう、教育機関だけでなく保健や医療の分野と連携して健康教育の推進と次世代の健康を支える環境づくりを推進していきます。

指標	平成 30 年度実施事業量 (現状値)	令和 6 年度実施事業量 (目標値)
喫煙予防教室の実施	継続	継続
薬害予防教室の実施	実施	継続
施設内禁煙の公共施設実施率	24 箇所	増加
敷地内禁煙の公共施設実施率	11 箇所	増加
自分にはよいところがあると思う中学生	55.5%	増加
将来に夢や希望をもっている中学生	83.3%	増加

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、村は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「明日香村子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育園等の整備にあたり、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全村域で柔軟に教育・保育の提供を行うため村全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、村全域を1つの区域とします。

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	28	28	28	26	26
1歳	35	32	32	32	30
2歳	36	41	38	38	38
3歳	39	39	45	42	42
4歳	44	42	43	48	45
5歳	35	44	42	43	48
6歳	43	39	49	47	49
7歳	42	44	40	50	48
8歳	49	42	44	40	50
9歳	36	49	42	44	40
10歳	36	36	50	42	45
11歳	39	36	36	50	42

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 認定区分と提供施設 】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育園
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育園、地域型保育事業

(1) 幼稚園…1号認定(3～5歳) + 2号認定(3～5歳、教育：共働き家庭等で幼稚園の希望が強い家庭)

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A) (合計)(人)	74	78	80	83	84
1号	59	62	64	66	67
2号(教育)	15	16	16	17	17
確保方策(B) (合計)(人)	120	120	120	120	120
1号	120	120	120	120	120
2号(教育)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

1号認定については、現状の体制(明日香幼稚園)で確保できているため、現状の体制を維持していきます。

2号認定については、明日香幼稚園での幼児教育及びファミリー・サポート・センター事業等による預かり支援事業によって確保を目指します。

(2) 保育園…2号認定(3～5歳、保育) ●●●●●●●●

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A) (人)	59	63	66	67	68
確保方策(B) (人)	70	70	70	70	70

【確保方策の内容】

現状の体制(明日香保育園及び広域入所委託)で確保できているため、現状の体制を維持していきます。

(3) 保育園…3号認定(0～2歳、保育) ●●●●●●●●

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A) (人)	39	40	39	38	37
確保方策(B) (人)	50	50	50	50	50

【確保方策の内容】

現状の体制(明日香保育園及び広域入所委託)で確保できているため、現状の体制を維持していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子ども及びその保護者が、幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談等の支援を行なう事業です。

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置箇所	1	1	1	1

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保策（か所）	1	1	1	1	1

【 確保方策の内容 】

明日香村では、幼稚園の利用は教育文化課・保育園の利用については健康づくり課が窓口となっています。村民が利用しやすい健康福祉センター内にある子育て世代包括支援センターで情報の共有・連携しながら子育て支援に関する情報提供や相談・助言等を実施していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数 (人日/年)	20	15	68	70

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A) (人日/年)	150	154	149	146	143
確保策 (B) (人日/年)	150	154	149	146	143
か所数	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

現在は、子育てについての電話や面接相談、園庭開放や月に 1 回お誕生日会の開催等をおこなっています。今後は、村内で実施している主要な預かり事業である、「ファミリー・サポート・センター事業」「一時預かり事業」等を複合的にとらえ、事業内容と課題の検討会を実施し、どのようにニーズに応じて事業を展開できるかを、関連団体と検討していきます。

(3) 妊婦に対する健康診査

【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診対象者数	34	43	29	30
健診回数（延べ） （人回／年）	51	43	35	30

【 量の見込み 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み （人日／年）	28	28	28	26	26
確保策 （人日／年）	28	28	28	26	26

【 確保方策の内容 】

国の示す「望ましい基準」にしたがって、妊婦健診が確実に行われるよう妊婦教育を実施し、公費負担の支援を引き続き実施します（実施回数 14 回、実施項目など）。

妊婦健康相談は、全戸訪問や歯科健診、電話等による保健・栄養・歯科相談を引き続き実施します。

(5) 養育支援訪問事業 ●●●●●●●●

【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用人数 (人日/年)	0	0	2	0

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (人/年)	1	1	1	1	1
確保策 (人/年)	1	1	1	1	1

【 確保方策の内容 】

養育支援が必要な家庭に対して、保育士や栄養士、ヘルパー等を派遣し、家事援助を含めた養育支援事業を実施します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数 （人日/年）	0	0	0	41

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A） （人日/年）	28	28	29	30	30
確保策（B） （人日/年）	28	28	29	30	30
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

従来どおり、子育て短期支援事業を児童養護施設等に委託し、実施します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数 (人日/年)	—	—	15	8

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A) (人日/年)	26	26	28	29	29
確保策 (B) (人日/年)	26	26	28	29	29
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

当事業は、一時預かり事業やその他の有償無償ボランティア活動等と連携していく必要があります。明日香村に適した相互援助活動のあり方等を検討していきます。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園型 (人日/年)	0	0	0	0
幼稚園型以外 (人日/年)	102	88	36	57

【 量の見込みと確保策 】

◎幼稚園型 (認定こども園幼稚園部の在園児を対象とした預かり保育)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A) (人日/年)	63	67	69	71	72
1号認定による利用	63	67	69	71	72
2号認定による利用	0	0	0	0	0
確保策 (B) (人日/年)	63	67	69	71	72
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

◎幼稚園型以外

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A) (人日/年)	80	83	84	84	84
確保策 (B) (人日/年)	80	83	84	84	84
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

保護者の就労状況の変化によって子どもの生活環境が左右されないよう、より詳細な保護者のニーズを把握し、ファミリー・サポート・センター事業等、村で実施する主要な預かり事業と連携し、事業実施について検討していきます。

(9) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ人数 (人)	18	20	17	13

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A) (人)	14	14	15	15	15
確保策 (B) (人)	14	14	15	15	15
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

従来どおり明日香保育園においては、通常保育の前後に、保育認定の内容に従って延長保育事業を実施します。また、今後さらに保護者のニーズについて詳細に把握し、必要があれば見直しを検討します。

(10) 病児保育事業

【 概要 】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育園等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用する事業で、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数 (人日/年)	0	13	2	5

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A) (人日/年)	6	7	7	7	7
確保策 (B) (人日/年)	6	7	7	7	7
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

村で単独で実施するための費用対効果等を勘案すると実施は大変難しい状況にあります。近隣市で市外の者も利用を受け入れてくれる施設がありますので、今後、必要な方に情報提供等をおこない対応していきます。また、広域連携の枠組みによる提供体制の検討等近隣市町・県に対して協力を要請します。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【 概要 】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実人数	42	50	51	47

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A) (人)	43	42	44	45	47
1 年生	13	13	14	14	15
2 年生	12	12	12	13	13
3 年生	9	9	10	10	11
4 年生	5	5	5	5	5
5 年生	3	2	2	2	2
6 年生	1	1	1	1	1
確保策 (B) (人)	43	42	44	45	47
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

確保量については、現状の体制で確保できているため、現状の体制を維持していきます。

放課後児童の健全な育成を図るため、指導員の研修等を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

子ども・子育て支援法一部改正に伴う令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化によって実費徴収となる副食費に対しても、補足給付の実施及び検討を行っていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

6 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるといえます。しかし、本村においては利用者の状況等を十分検証しながら、幼稚園の特色、保育園の特色のそれぞれを活かしつつ、公私の差によって情報提供の質・量に差がでないよう、私立保育園や広域利用等の利用者にも考慮し、地域で安心して子育てできる環境の充実を検討していきます。

さらに、子どもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、現在実施している保育士や幼稚園教諭の合同研修の実施を検討し、それぞれの資質の向上を促します。

7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育園等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使等について県と連携して実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1 村民及び関係団体等との連携

(1) 村民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育園をはじめ関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・企業・行政それぞれが、子育てを子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割と認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する住民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保、育成に努めます。

(3) 国・県との連携

総合的かつ効果的に子ども・子育て支援を進めていくため、国や県との連携を図るとともに適切な判断による施策の修正を行い、国や県に対して必要な要望を行います。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、明日香村子ども・子育て会議において、毎年度事業計画にもとづく事業の実施状況等について点検・評価します。事業計画策定後には、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）による「PDCA サイクル」に基づき、計画の進捗に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和6年度）までとします。

1 明日香村子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、明日香村子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して知識及び経験を有する者のうちから村長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議における議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年明日香村条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

2 明日香村子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名
社会福祉協議会長	太田 修
畿央大学教育学部現代教育学科教授	粕井 みづほ
議会文教厚生委員長	森本 吉秀
主任児童委員	辻本 智子
明日香保育園長	藪内 仁美
明日香小学校 PTA 代表	大本 貴士
明日香幼稚園 PTA 代表	鶴川内 風子
明日香小学校長	米田 次男
明日香幼稚園長	藤田 恵子
教育文化課長	米田 文代

(順不同 敬称略)

3 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定経緯

日 時	内 容
令和元年7月10日～7月19日	子育てに関するニーズの調査の実施
令和元年10月28日	第1回 明日香村子ども・子育て会議 開催 (1) 現行計画の体系と見直しの視点について (2) 次期計画の体系(案)
令和元年12月26日	第2回 明日香村子ども・子育て会議 開催 (1) 第2期明日香村子ども・子育て支援事業計画(素案) (2) その他
令和2年 2月10日まで	パブリックコメントの実施 パブリックコメントの数 20件
令和2年 2月17日	第3回 明日香村子ども・子育て会議 開催 (1) パブリックコメント募集結果等について (2) その他

明日香村 子ども・子育て支援事業計画

発行年月日 令和 2年（2020年） 3月

発 行 者 明日香村役場

住 所 〒634-0111

奈良県高市郡明日香村岡55番地

TEL : 0744-54-2001

ADD : <https://www.asukamura.jp/>